

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡山市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岡山県岡山市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の内容 ※	<p>市町村(特別区を含む。)(以下「市町村」という。)(が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。))に基づき、作成されているものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認</p> <p>なお、番号法においては、番号法第19条第8号に基づく主務省令に基づいて情報保有機関は情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について情報連携を行うことが必要とされている。</p> <p>既存住民基本台帳システムと共通基盤システムの間でデータ(副本)の受け渡しを行い、共通基盤システムが中間サーバを介して(※1)、情報提供ネットワークシステムと接続することで、符号の取得(※2)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等を実現する。</p> <p>(※1)岡山市では、共通基盤システムが庁内連携・団体内統合宛名システムとしての機能を有し、一括して中間サーバとの情報連携を行う。</p> <p>(※2)セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。</p> <p>また、②の転出届等については、窓口や郵送での書類の受付以外に、マイナポータルぴたりサービスのサービス検索・電子申請機能(以下「サービス検索・電子申請機能」という。)及び申請管理システムにより、電子申請を受領する。</p> <p>また、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、番号法に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「個人番号通知書、個人番号カード省令」という。)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>
③対象人数	<p>[30万人以上]</p> <p><選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。)
②システムの機能	<p>1. 住民票の記載 : 転入、出生、帰化、国籍取得、国籍喪失、在留資格取得等により住民基本台帳に新たに住民を記録(住民票を作成)する。</p> <p>2. 住民票の修正 : 住民票に記載されている事項に変更があったときに、記載を修正する。</p> <p>3. 住民票の消除 : 転出、死亡、帰化、国籍取得、国籍喪失等により住民基本台帳から住民に関する記録を消除(住民票を除票)する。</p> <p>4. 住民票の照会 : 住民基本台帳から該当する住民に関する記録(住民票)を照会する。</p> <p>5. 証明書・通知書の発行 : 住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書、住民票コード通知票等の各種帳票を発行する。</p> <p>6. 住基ネットとの連携 : 住民票の記載等に応じた住基ネットと連携する。</p> <p>7. 法務省情報連携端末との連携 : 外国人住民票の記載等に応じて、市町村通知の作成および出入国在留管理庁通知の取込等の連携を行う。</p> <p>8. 都道府県報告資料(統計関係)や閲覧資料の作成 : 異動集計表や、人口統計用の集計表、閲覧台帳を作成する。</p> <p>9. 戸籍情報システムへの連携 : 住民票の記載等に応じて、戸籍情報システムへ附票情報等を連携する。</p> <p>10. 住民票関係情報の提供 : 情報提供ネットワークシステムを通じ法令に基づく住民票関係情報の提供。</p> <p>11. 個人番号カードの発行状況確認 : 個人番号カードの発行状況を確認する。</p> <p>12. 個別事項情報の管理 : 住民票個別事項項目となる、国民健康保険、国民年金、介護保険及び後期高齢者医療の資格情報、児童手当の支給に関する情報、選挙人名簿への登録情報を管理する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (戸籍システム、証明書自動交付システム、コンビニ交付システム、印鑑登録システム、法務省連携システム、申請管理システム)</p>

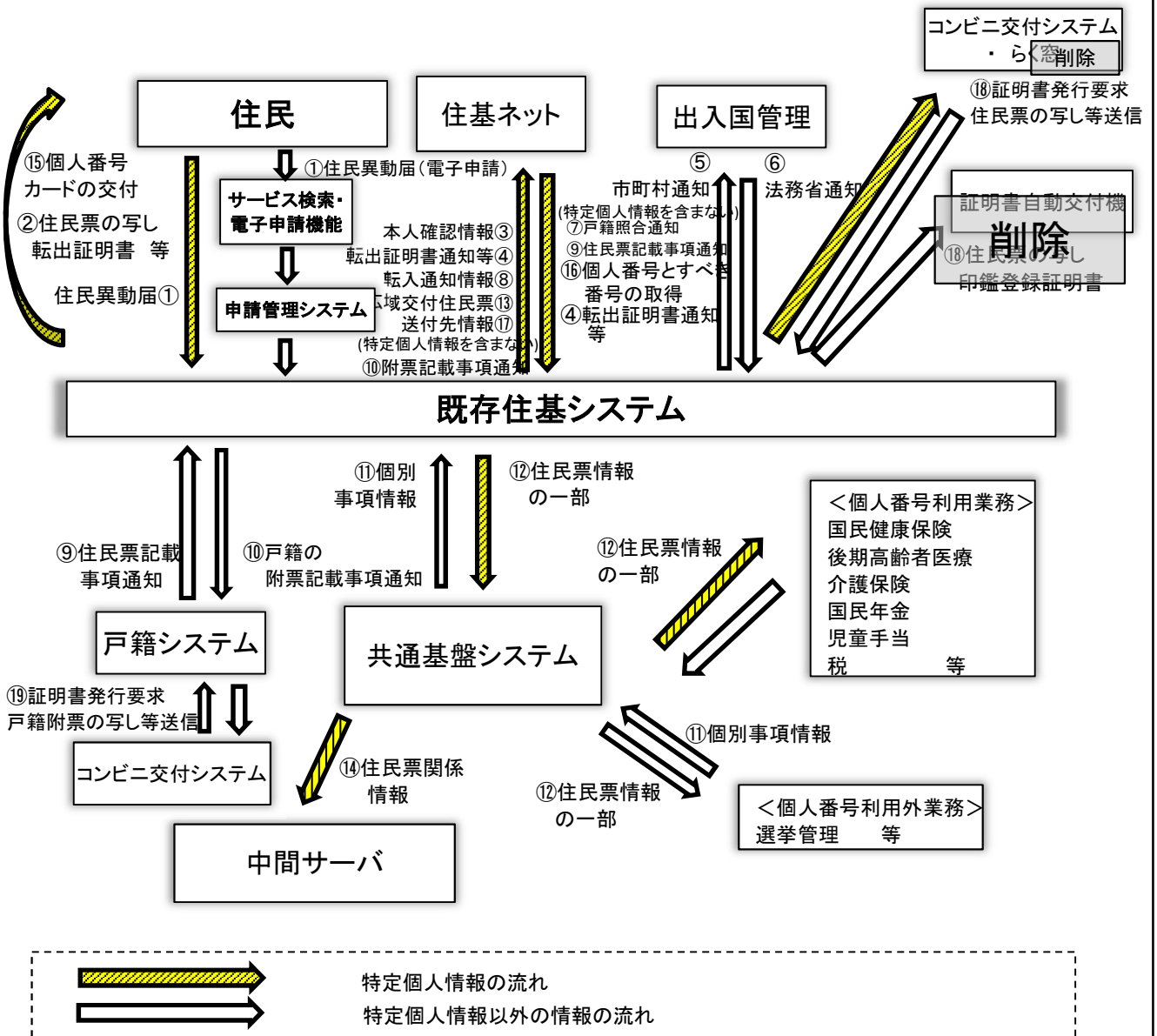
システム2～5

システム3	
①システムの名称	共通基盤システム(庁内連携機能・団体内統合宛名機能、番号制度情報連携機能)
②システムの機能	<p>1. システム間連携機能 : 庁内業務システム間のデータを連携する機能。</p> <p>2. 運用管理機能 : 外字配信、リモート管理、時刻同期、ウイルス管理、バッチ管理等を管理する機能。</p> <p>3. 共通インフラ機能 : 共有ファイルサーバー及びファイヤーウォール設定を管理する機能。</p> <p>4. 認証管理機能 : シングルサインオン、アカウント管理等の認証を管理する機能。</p> <p>5. 団体内統合宛名管理機能 : 団体内統合宛名番号管理する機能及び符号取得を実現する機能。</p> <p>6. 番号制度情報連携機能(システム間連携) : 業務システム⇄中間サーバ間の情報連携データを中継する機能。</p> <p>7. 番号制度情報連携機能(オンライン機能) : オンライン画面にて情報連携を実現する機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (中間サーバー、庁内各業務システム)</p>
システム4	
①システムの名称	中間サーバーシステム
②システムの機能	<p>1. 符号管理機能 : 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>2. 情報照会機能 : 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>3. 情報提供機能 : 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>4. 既存システム接続機能 : 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 : 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 : 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>7. データ送受信機能 : 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>8. セキュリティ管理機能 : 暗号化/復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リスト情報を管理する機能。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 : 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>10. システム管理機能 : バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム5	
①システムの名称	コンビニ交付システム
②システムの機能	<p>1. システム連携機能 : 既存住基、印鑑登録システムから証明書情報を連携する機能</p> <p>2. 証明書発行機能 : コンビニエンスストアで住民票の写し、印鑑登録証明書及び戸籍関係並びに所得(課税)証明書の証明書を交付するため、機構の証明書交付センターを経由して、コンビニエンスストアに設置されているキオスク端末に証明書情報(PDF)を送信する機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム</p> <p><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</p> <p><input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他 (戸籍システム)</p>
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	<p>【住民向け機能】 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能</p> <p>【地方公共団体向け機能】 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム</p> <p><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</p> <p><input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他 (申請管理システム)</p>

3. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル (2) 本人確認情報ファイル (3) 送付先情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
① 事務実施上の必要性	(1) 住民基本台帳ファイル : 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「番号整備法」という)第16条(住基法第7条8の2号)に基づき、住民票に個人番号を記載するため。 (2) 本人確認情報ファイル : 本人確認情報ファイルは、転入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的な記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。 ① 住基ネットを用いて市町村の区域を超えた住民基本台帳に関する事務の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。 ② 都道府県に対し、本人確認情報の更新情報を通知する。 ③ 申請・届出の際に提示された個人番号カード等を用いた本人確認を行う。 ④ 個人番号カードを利用した転入手続きを行う。 ⑤ 住民基本台帳に関する事務において、本人確認情報を検索する。 ⑥ 都道府県知事保存本人確認情報及び機構保存本人確認情報との整合性を確認する。 (3) 送付先情報ファイル : 市町村長が個人番号を指定した際は個人番号通知書の形式にて全付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項)。個人番号通知書による番号の通知及び個人番号カード交付請求書の送付については、事務効率化等の観点から、市町村から、機構に委任するため、機構に個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供する。(個人番号通知書、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。)
② 実現が期待されるメリット	住民票の写し等にかえて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、もって市民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながるが見込まれる。また、個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化に資することが期待される。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [実施する] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令 第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項)</p>
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民協働局市民生活部区政推進課
②所属長の役職名	区政推進課長
8. 他の評価実施機関	
—	



(備考)

- ①住民からの住民異動届に対し、受領及び審査を行い、住民票の記載、修正、消除を行う。
- ②住民からの申請等により、住民票の写しを交付する。
転出者に転出証明書を交付する。
- ③本人確認情報等を住基ネットに通知する。
- ④転入地からの求めにより転出証明書情報を住基ネットにより通知する。
転出証明書情報を住基ネットから受領し、特例転入処理を行う。
- ⑤外国人住民に関する住民票の記載、修正、消除について法務大臣に通知を行う。
- ⑥外国人住民に関する法務省通知を受領し、住民票の修正、消除を行う。
- ⑦戸籍の附票記載事項通知内容が戸籍の記載と一致しない事項について住所地に通知する。
- ⑧他市町村からの転入により住民票に記載した場合、転出地に通知する。
- ⑨戸籍の記載、若しくは記録をした場合、住民票に関する事項を通知する。
- ⑩住民票の記載等をした場合、戸籍附票に関する事項を通知する。
- ⑪住民票に記載すべき個別記載事項情報を受領し、住民票に記載する。
- ⑫住民に関する事務の処理の基礎とするため、住民票に関する情報を他業務に移転する。
※移転の際は、特定個人情報に該当するかどうかを区別する。
- ⑬広域住民票の交付要求を受領し、要求のあった広域住民票情報を交付地に通知する。
- ⑭中間サーバに住民票関係情報を提供する。
- ⑮個人番号カードの交付等を行う。
- ⑯住民票コードを記載した場合は、住基ネットを通じて地方公共団体情報システム機構より
個人番号とすべき番号を受領し、速やかに個人番号として指定する。
- ⑰住基ネットを通じ、地方公共団体情報システム機構に個人番号通知書の送付先情報を送信する。
- ~~⑱登録済みの住基カード及び印鑑登録カードにより、住民票の写しと印鑑登録証明書を交付する。~~
- ⑲住民がコンビニエンスストアに設置されたキオスク端末にて証明書の交付請求を行い、要求情報を証明書交付センターを経由して、市町村のコンビニ交付システムへ送信する。市町村のコンビニ交付システムにて受信した要求情報に基づき、必要な証明書のデータ(PDF)を作成し、証明書交付センターを経由して、コンビニエンスストアのキオスク端末へ送信する。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民基本台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記載された住民を指す) * 住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む。
その必要性	番号整備法第16条(住基法第7条8の2号)により、個人番号は住民票の記載事項である。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	個人番号:番号整備法第16条(住基法第7条8の2号)により、記載する。 その他識別情報:本市において、個人を一意に識別するために独自の識別番号(宛名番号と表記)を保有する。 5情報、その他住民票関係情報:住基法第7条各号に定める記載事項を保有する。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年6月(重要な変更の実施予定日:令和6年9月)
⑥事務担当部署	各区市民保険年金課、支所、地域センター、市民サービスセンター、市民サービスコーナー 等

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (国保年金課 等) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (法務省) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (地方公共団体情報システム機構)								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、出入国管理システム)								
③入手の時期・頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・転入、出生等の届出等、新たに住民票を作成する場合。 ・実態調査又は他の地方公共団体からの通知に基づく職権により記載する場合。 ・個人番号の変更要求が発生した場合。 								
④入手に係る妥当性	本市住民基本台帳に記載する時点での入手となることから上記方法、時期、頻度となる。								
⑤本人への明示	<ul style="list-style-type: none"> ・「個人番号とすべき番号」の入手については、番号法第8条にて明示されている。 ・「個人番号」の移記については、番号整備法第16条(住基法第7条第8の2号)にて記載事項である旨が明示されている。 ・番号法第7条第1項により、本人に対して個人番号通知書を用いて個人番号を通知する旨が明示されている。 								
⑥使用目的 ※	住基法に基づき住民基本台帳への記載を行う。								
	変更の妥当性	—							
⑦使用の主体	使用部署 ※	各区市民保険年金課、支所、地域センター、市民サービスセンター、市民サービスコーナー 等							
	使用者数	[100人以上500人未満] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑧使用方法 ※	<ol style="list-style-type: none"> 住民票の記載 <ul style="list-style-type: none"> ・出生または国外からの転入等により、新規に個人番号を指定する場合は、地方公共団体情報システム機構から「個人番号とすべき番号」を入手して、その者の個人番号に指定し、当該住民票に個人番号を記載する。 ・転入等により、個人番号を引き継ぐ場合は、届出で提示された個人番号と、転出証明書に記載された個人番号との照合、または、既存住基システム、住基ネットを利用して個人番号等で検索し、個人番号を表示して真正性の確認を行う。 住民票の記載の修正 <ul style="list-style-type: none"> ・住民票を修正する場合に、届出で提示された個人番号等で既存住基システムを検索し、当該住民票の特定を行う。 住民票の消除 <ul style="list-style-type: none"> ・転出または死亡等により住民票を消除する場合に、届出で提示された個人番号等で既存住基システムを検索し、当該住民票の特定を行う。 住民票の発行 <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し等を交付する場合に、申請内容に応じて個人番号が記載された住民票の写し等を交付する。 本人確認情報、転出証明書情報の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・住基ネットへ送信する本人確認情報、転出証明書情報に個人番号を記載し作成する。 								
	情報の突合 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号を住民異動届の際に入手する場合は、個人番号カード若しくは個人番号通知書とその他本人確認書類で突合を行う。 ・機構で新たに個人番号が生成された場合は、個人番号の要求時に提供を行っている住民票コードと突合を行う。 							

	情報の統計分析 ※	人口統計等個人番号を用いない統計は行うが、個人番号を用いた統計分析は行わない。
	権利利益に影響を 与え得る決定 ※	該当なし
⑨使用開始日		平成27年6月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件
委託事項1		住民記録システムの運用保守委託
①委託内容		住民記録システム(既存住基システム)の運用保守
②取扱いを委託する特定個人 情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の 数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	当該市町村で保持している住民票に記載されているものすべて、および当該市町村に新たに住民票 を記載するもの。
	その妥当性	住民記録システムの安定した稼働のため専門的な知識を有する民間事業者に委託する。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (サーバ室内にてシステムの直接操作)
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際は、当市ホームページ上にて委託事業、委託先名を公表している。
⑥委託先名		NECソリューションイノベータ株式会社
再 委 託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先と法に基づく個人情報の取扱委託に関する覚書及び特定個人情報の取扱委託に関する覚書 を締結し、再委託についてはあらかじめ書面を提出させうえて、その妥当性を確認する。
	⑨再委託事項	住民記録システムの運用保守の一部

委託事項2～5			
委託事項2			
岡山市マイナンバーカードセンター運営等業務委託			
①委託内容			
岡山市マイナンバーカードセンター運営業務(交付前設定支援事務や交付窓口支援事務(受付・本人確認支援))など			
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記載された住民を指す)	
	その妥当性	マイナンバーカード交付前設定事務などにおいて、マイナンバーカードの交付を受ける者の確認が必要なため	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (市の指定する事務室での端末操作)	
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際は、当市ホームページ上にて委託事業、委託先名を公表している。	
⑥委託先名		両備DNPマイズ岡山市マイナンバーカードセンター運営共同企業体	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先と法に基づく個人情報の取扱委託に関する覚書及び特定個人情報の取扱委託に関する覚書を締結し、再委託についてはあらかじめ書面を提出させたくうえで、その妥当性を確認する。	
	⑨再委託事項	岡山市マイナンバーカードセンター運営業務のうち、交付窓口支援事務(受付・本人確認支援)など	
委託事項3			
窓口事務補助等業務委託			
①委託内容			
住民異動届出書の異動事項の入力、券面変更記載など			
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	当該市町村で保持している住民票に記載されているものすべて、および当該市町村に新たに住民票を記載するもの。	
	その妥当性	住民異動届出書の異動事項の入力、券面変更記載などにおいて、住民記録システム(既存住基システム)の使用が必要なため	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (窓口及び事務室(各区市民保険年金課)での端末操作)	

⑤委託先名の確認方法	委託先が決定した際は、当市ホームページ上にて委託事業、委託先名を公表している。	
⑥委託先名	毎年度入札により委託契約しているため、当市ホームページで入札結果として公表する。	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[<input type="radio"/>] 提供を行っている (58) 件 [<input type="radio"/>] 移転を行っている (15) 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない	
提供先1	「5. 特定個人情報の提供・移転」における提供先については、別添2-2を参照	
①法令上の根拠	(別添2-2)提供先一覧に記載	
②提供先における用途	(別添2-2)提供先一覧に記載	
③提供する情報	世帯主との続柄、世帯番号等	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に記載されているもの	
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて、特定個人情報の提供依頼のあった都度	

移転先1	課税管理課、収納課
①法令上の根拠	住民基本台帳法第1条
②移転先における用途	地方税に関する事務
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別、続柄等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	岡山市の住民基本台帳に記載された住民(転出・死亡等の事由により住民票が削除された者を含む)
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 市内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	異動情報を随時連携
移転先2～5	
移転先2	国保年金課
①法令上の根拠	住民基本台帳法第1条
②移転先における用途	国民健康保険に関する事務
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別、続柄等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	岡山市の住民基本台帳に記載された住民(転出・死亡等の事由により住民票が削除された者を含む)
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 市内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	異動情報を随時連携

移転先3	国保年金課
①法令上の根拠	住民基本台帳法第1条
②移転先における用途	国民年金に関する事務
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別、続柄等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	岡山市の住民基本台帳に記載された住民(転出・死亡等の事由により住民票が削除された者を含む)
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	異動情報を随時連携
移転先4	医療助成課
①法令上の根拠	住民基本台帳法第1条
②移転先における用途	後期高齢者医療に関する事務
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別、続柄等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	岡山市の住民基本台帳に記載された住民(転出・死亡等の事由により住民票が削除された者を含む)
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	異動情報を随時連携

移転先5	介護保険課
①法令上の根拠	住民基本台帳法第1条
②移転先における用途	介護保険に関する事務
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別、続柄等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	岡山市の住民基本台帳に記載された住民(転出・死亡等の事由により住民票が削除された者を含む)
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	異動情報を随時連携
移転先6～10	
移転先6	就園管理課
①法令上の根拠	住民基本台帳法第1条
②移転先における用途	子ども・子育て支援に関する事務
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別、続柄等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	岡山市の住民基本台帳に記載された住民(転出・死亡等の事由により住民票が削除された者を含む)
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	異動情報を随時連携

移転先7	料金課
①法令上の根拠	住民基本台帳法第1条
②移転先における用途	徴収事務(国民健康保険に関する事務、後期高齢者医療に関する事務、介護保険に関する事務、保育に関する事務、子ども・子育て支援に関する事務)
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別、続柄等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	岡山市の住民基本台帳に記載された住民(転出・死亡等の事由により住民票が削除された者を含む)
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 市内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	異動情報を随時連携
移転先8	保健管理課
①法令上の根拠	住民基本台帳法第1条
②移転先における用途	母子保健に関する事務、精神保健及び精神障害者福祉に関する事務、予防接種・感染症医療に関する事務
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別、続柄等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	岡山市の住民基本台帳に記載された住民(転出・死亡等の事由により住民票が削除された者を含む)
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 市内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	異動情報を随時連携

移転先9	こども総合相談所
①法令上の根拠	住民基本台帳法第1条
②移転先における用途	児童福祉に関する事務
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別、続柄等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	岡山市の住民基本台帳に記載された住民(転出・死亡等の事由により住民票が削除された者を含む)
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	異動情報を随時連携
移転先10	こども福祉課
①法令上の根拠	住民基本台帳法第1条
②移転先における用途	児童扶養手当に関する事務
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別、続柄等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	岡山市の住民基本台帳に記載された住民(転出・死亡等の事由により住民票が削除された者を含む)
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	異動情報を随時連携

移転先11～15	
移転先11	こども福祉課
①法令上の根拠	住民基本台帳法第1条
②移転先における用途	母子及び寡婦福祉に関する事務、児童手当に関する事務
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別、続柄等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	岡山市の住民基本台帳に記載された住民(転出・死亡等の事由により住民票が削除された者を含む)
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 市内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	異動情報を随時連携
移転先12	障害福祉課
①法令上の根拠	住民基本台帳法第1条
②移転先における用途	特別児童扶養手当に関する事務、児童福祉、障害福祉サービス等に関する事務
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別、続柄等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	岡山市の住民基本台帳に記載された住民(転出・死亡等の事由により住民票が削除された者を含む)
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 市内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	異動情報を随時連携

移転先13	生活保護・自立支援課
①法令上の根拠	住民基本台帳法第1条
②移転先における用途	生活保護に関する事務
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別、続柄等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	岡山市の住民基本台帳に記載された住民(転出・死亡等の事由により住民票が削除された者を含む)
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	異動情報を随時連携
移転先14	高齢者福祉課
①法令上の根拠	住民基本台帳法第1条
②移転先における用途	老人福祉に関する事務
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別、続柄等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	岡山市の住民基本台帳に記載された住民(転出・死亡等の事由により住民票が削除された者を含む)
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	異動情報を随時連携

6. 特定個人情報の保管・消去														
①保管場所 ※		<p><共通基盤システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通基盤システムは、岡山市の管理するデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理している。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された共通基盤システムのデータベース内に保存され、バックアップは共有ストレージ及びLTO媒体に保存される。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。</p> <p>なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 <p>②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>												
②保管期間	期間	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">1) 1年未満</td> <td style="width: 33%;">2) 1年</td> <td style="width: 33%;">3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table> <p>[20年以上]</p>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年												
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
②保管期間	その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳に記載されている限り保管が必要。 ・住基法施行令第34条に則り、住民票消除後150年間は最低限必要な保存期間となる。 												
③消去方法		<p>保管期間を過ぎたものについては、適宜、既存住基システムの機能にて削除を行う。</p> <p><共通基盤システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通基盤システムに格納する特定個人情報は、各業務システムの副本データであるため、消去のタイミング等は各業務システム(事務)の運用に準ずる。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、共通基盤システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊によりデータを完全に消去する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。</p> <p>さらに、第三者の監査機関が定期的に行うレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなれないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。</p> <p>③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p>												
7. 備考														
—														

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2)本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記載された住民を指す) * 住民基本台帳に登録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む。
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	・個人番号、5情報、その他住民票関係情報 :住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、5情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年6月(重要な変更の実施予定日:令和元年10月)
⑥事務担当部署	各区市民保険年金課、支所、地域センター、市民サービスセンター、市民サービスコーナー

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (自部署)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (既存住基システム)	
③入手の時期・頻度	住民基本台帳記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度入手する。	
④入手に係る妥当性	法令に基づき住民に関する記録を正確に行う上で、住民に関する情報に変更があった又は新規作成された際は、住民からの申請等を受け、まず既存住基システムで情報を管理した上で、全国的なシステムである住基ネットに格納する必要があるため。	
⑤本人への明示	市町村CSが既存住基システムより本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)及び平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7(市町村長から都道府県知事への通知及び記録))に記載されている。	
⑥使用目的 ※	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。	
	変更の妥当性 —	
⑦使用の主体	使用部署 ※	各区市民保険年金課、支所、地域センター、市民サービスセンター、市民サービスコーナー
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上
⑧使用方法 ※		<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(既存住基システム→市町村CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(市町村CS→都道府県サーバ)。 ・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う(個人番号カード→市町村CS)。 ・5情報(氏名、氏名の振り仮名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。 ・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバ)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバ)と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(市町村CS→都道府県サーバ/全国サーバ)。
	情報の突合 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 ・個人番号カードを用いた本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。
	情報の統計分析 ※	個人に着目した分析・統計は行わず、本人確認情報の更新件数の集計等、事務処理実績の確認のための統計のみ行う。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	該当なし
⑨使用開始日	平成27年6月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件
委託事項1	住基ネットコミュニケーションサーバの運用保守委託
①委託内容	住基ネットコミュニケーションサーバの運用保守
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記載された住民を指す) * 住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む。
その妥当性	システムの運用・保守作業を実施するため、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。
③委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (サーバ室内にてシステムの直接操作)
⑤委託先名の確認方法	委託先が決定した際は、当市ホームページ上にて委託事業、委託先名を公表している。
⑥委託先名	NECソリューションイノベータ株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※ <input type="checkbox"/> 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
⑧再委託の許諾方法	委託先と法に基づく個人情報の取扱委託に関する覚書及び特定個人情報の取扱委託に関する覚書を締結し、再委託についてはあらかじめ書面を提出させたくうえで、その妥当性を確認する。
⑨再委託事項	住基ネットコミュニケーションサーバの運用保守の一部

委託事項2～5	
委託事項2	岡山市マイナンバーカードセンター運営等業務委託
①委託内容	岡山市マイナンバーカードセンター運営業務(交付前設定支援事務や交付窓口支援事務(受付・本人確認支援))など
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数 [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※ 区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記載された住民を指す)
	その妥当性 マイナンバーカード交付前設定事務などにおいて、マイナンバーカードの交付を受ける者の確認が必要なため
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (市の指定する事務室での端末操作)
⑤委託先名の確認方法	委託先が決定した際は、本市ホームページ上にて委託事業、委託先名を公表している。
⑥委託先名	両備DNPマインズ岡山市マイナンバーカードセンター運営共同企業体
再委託	⑦再委託の有無 ※ [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法 委託先と法に基づく個人情報の取扱委託に関する覚書及び特定個人情報の取扱委託に関する覚書を締結し、再委託についてはあらかじめ書面を提出させたうえで、その妥当性を確認する。
	⑨再委託事項 岡山市マイナンバーカードセンター運営業務のうち、交付窓口支援事務(受付・本人確認支援)など

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (2) 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている () 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない
提供先1	都道府県
①法令上の根拠	住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)
②提供先における用途	・市町村より受領した住民の本人確認情報の変更情報(当該提供情報)を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機構に通知する。 ・住基法に基づいて、本人確認情報の提供及び利用等を行う。
③提供する情報	住民票コード、氏名、氏名の振り仮名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記載された住民を指す) * 住民基本台帳に記載されていた者で、転出・死亡等の事由により住民票が削除された者(以下「消除者」という。)を含む。
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、随時
提供先2～5	
提供先2	都道府県及び地方公共団体情報システム機構(機構)
①法令上の根拠	住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)
②提供先における用途	住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、氏名の振り仮名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記載された住民を指す) * 住民基本台帳に記載されていた者で、転出・死亡等の事由により住民票が削除された者(以下「消除者」という。)を含む。
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	必要に応じて随時(年1回程度)

移転先1		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数		<input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/>] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		
⑥移転方法		<input type="checkbox"/> [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> [] 専用線 <input type="checkbox"/> [] 電子メール <input type="checkbox"/> [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> [] 紙 <input type="checkbox"/> [] その他 ()
⑦時期・頻度		
6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		<p>・該当システムのサーバー本体及び当該システムの副本については、岡山市の管理するサーバ室に設置しており、監視カメラ及び指紋認証装置によりサーバー室への入室を厳重に管理している。</p> <p>・磁気媒体については、市庁舎内で入退室を厳重に管理している部屋に保管している。</p>
②保管期間	期間	<input type="checkbox"/> [] 20年以上 <input type="checkbox"/>] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	<p>・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。</p> <p>・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び削除者の本人確認情報は、住民基本台帳法施行令第34条第3項(保存)に定める期間(150年間)保管する。</p>
③消去方法		システムの機能にて削除を行う。
7. 備考		
—		

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)送付先情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記載された住民を指す)
その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは個人番号通知書と引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を個人番号通知書送付者全員に送付する必要がある。 市町村は、個人番号通知書、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、5情報、その他住民票関係情報 :個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) :機構に対し、個人番号通知書、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付先並びに個人番号カードの発行を委任するため、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年6月(重要な変更の実施予定日:令和元年10月)
⑥事務担当部署	区政推進課、情報システム課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (自部署)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (既存住基システム)	
③入手の時期・頻度	新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手する。	
④入手に係る妥当性	送付先情報の提供手段として住基ネットを用いるため、市町村CSにデータを格納する必要がある。また、提供手段として電子記録媒体を用いる場合には、暗号化の機能を備える市町村CSにおいて電子記録媒体を暗号化した後に提供する必要がある。	
⑤本人への明示	個人番号通知書、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき告示を行う。	
⑥使用目的 ※	個人番号通知書、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供する。	
	変更の妥当性 —	
⑦使用の主体	使用部署 ※	区政推進課、デジタル推進課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人情報通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号通知書、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する。(既存住基システム→市町村CS又は電子証明書媒体→個人番号カード管理システム(機構))
	情報の突合 ※	入手した送付先情報に含まれる5情報等の変更の有無を確認する(最新の5情報等であることを確認するため、機構(全国サーバ)が保有する「機構保存本人確認情報」との情報突合を行う。
	情報の統計分析 ※	送付先情報ファイルに記載されている個人情報を用いた統計分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	—
⑨使用開始日	平成27年10月5日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (<input type="checkbox"/>) 件
委託事項1	住基ネットコミュニケーションサーバの運用保守委託
①委託内容	住基ネットコミュニケーションサーバの運用保守
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記載された住民を指す) * 住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む。
その妥当性	システムの運用・保守作業を実施するため、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。
③委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (サーバ室内にてシステムの直接操作)
⑤委託先名の確認方法	委託先が決定した際は、本市ホームページ上にて委託事業、委託先名を公表している。
⑥委託先名	NECソリューションイノベータ株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※ <input type="checkbox"/> 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
⑧再委託の許諾方法	委託先と法に基づく個人情報の取扱委託に関する覚書及び特定個人情報の取扱委託に関する覚書を締結し、再委託についてはあらかじめ書面を提出させたうえで、その妥当性を確認する。
⑨再委託事項	住基ネットコミュニケーションサーバの運用保守の一部

6. 特定個人情報の保管・消去

<p>①保管場所 ※</p>		<p>・該当システムのサーバー本体及び当該システムの副本については、岡山市の管理するサーバ室に設置しており、監視カメラ及び指紋認証装置によりサーバー室への入室を厳重に管理している。 ・磁気媒体については、市庁舎内で入退室を厳重に管理している部屋に保管している。</p>
<p>②保管期間</p>	<p>期間</p>	<p>[1年未満]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p>
	<p>その妥当性</p>	<p>送付先情報は機構への提供のみに用いられ、また、送付後の変更は行わないことから、セキュリティ上、速やかに削除することが望ましいため。</p>
<p>③消去方法</p>		<p>保存期間が到来した送付先情報は、機構より指定された方法により、システム上、一括して消去する仕組みとする。</p>

7. 備考

—

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 住民基本台帳ファイル

No	項番	No	項番	No	項番	No	項番
1	個人番号	61	本籍_郵便番号	121	転確住所_方書名称	181	旧氏名
2	版数	62	転前住所_自治省CD	122	転確住所_郵便番号	182	旧氏名カナ
3	世帯番号	63	転前住所_全国大字CD	123	転確世帯主氏名	183	電話番号1
4	住民種別CD	64	転前住所_番地CD	124	転確年月日	184	電話番号2
5	住民状態CD	65	転前住所_枝1CD	125	転確通知年月日	185	電話番号3
6	氏名カナ	66	転前住所_枝2CD	126	転確事由CD	186	メールアドレス1
7	氏名	67	転前住所_枝3CD	127	転確届出通知区分	187	メールアドレス2
8	AL氏名カナ	68	転前住所_枝4CD	128	住なく年月日1	188	メールアドレス3
9	AL氏名	69	転前住所_方書CD	129	住なく年月日2	189	外国人配偶者
10	通称名カナ	70	転前住所_住所名称	130	住なく年月日印字	190	DVフラグ
11	通称名	71	転前住所_方書名称	131	日頃フラグ	191	DV申請年月日
12	併記名	72	転前住所_郵便番号	132	住なく届出年月日	192	DV決定年月日
13	性別CD	73	転前住所異動年月日	133	住なく事由CD	193	DV終了年月日
14	生年月日	74	転前住所届出年月日	134	住なく届出通知区分	194	異動制御区分1
15	住民票コード	75	転前住所異動事由CD	135	減異動理由CD	195	異動制御区分2
16	住民票コード区分	76	転前住所設定区分	136	最終地_自治省CD	196	異動制御区分3
17	区CD	77	転前住所世帯主氏名	137	最終地_全国大字CD	197	異動制御区分4
18	大字CD	78	前住所_自治省CD	138	最終地_大字CD	198	異動制御区分5
19	番地CD	79	前住所_全国大字CD	139	最終地_番地CD	199	出力順位
20	枝1CD	80	前住所_区CD	140	最終地_枝1CD	200	証明書発行制御区分
21	枝2CD	81	前住所_大字CD	141	最終地_枝2CD	201	閲覧台帳制御区分
22	枝3CD	82	前住所_番地CD	142	最終地_枝3CD	202	広域交付制御区分
23	枝4CD	83	前住所_枝1CD	143	最終地_枝4CD	203	発行制御区分4
24	方書CD	84	前住所_枝2CD	144	最終地_方書CD	204	発行制御区分5
25	住所名称	85	前住所_枝3CD	145	最終地_住所名称	205	受付番号
26	方書名称	86	前住所_枝4CD	146	最終地_方書名称	206	更新年月日
27	郵便番号	87	前住所_方書CD	147	最終地_郵便番号	207	更新時刻
28	行政区1CD	88	前住所_住所名称	148	最終地世帯主氏名	208	旧市区町村識別CD
29	行政区2CD	89	前住所_方書名称	149	備考年月日	209	市区町村識別CD
30	行政区3CD	90	前住所_郵便番号	150	備考	210	仮更新フラグ
31	行政区4CD	91	前住所異動年月日	151	異動年月日	211	制度個人番号変更区分
32	行政区5CD	92	前住所届出年月日	152	届出年月日	212	制度個人番号
33	投票区1CD	93	前住所異動事由CD	153	異動事由CD	213	旧氏変更区分
34	投票区2CD	94	前住所設定区分	154	戸籍異動事由CD	214	旧氏設定有無
35	投票区3CD	95	前住所世帯主氏名	155	届出通知区分	215	旧氏漢字
36	中学校CD	96	転先住所_自治省CD	156	全部一部区分	216	旧氏カナ
37	小学校CD	97	転先住所_全国大字CD	157	本来の住民日	217	氏名カナ確認フラグ
38	住定異動年月日	98	転先住所_番地CD	158	本来の届出日	218	旧氏カナ確認フラグ
39	住定届出年月日	99	転先住所_枝1CD	159	住民票作成年月日	219	通称カナ確認フラグ
40	住定異動事由CD	100	転先住所_枝2CD	160	住民票作成事由CD	220	成年被後見人該当
41	住定届出通知区分	101	転先住所_枝3CD	161	改製年月日	221	成年被後見人登録日
42	世帯主氏名カナ	102	転先住所_枝4CD	162	改製事由CD	222	審判確定日
43	世帯主氏名	103	転先住所_方書CD	163	改製番号	223	上陸許可証の転入
44	事実上の世帯主氏名	104	転先住所_住所名称	164	除票番号	224	氏名優先区分
45	続柄CD	105	転先住所_方書名称	165	混合世帯用続柄CD	225	本籍不明区分
46	住民年月日	106	転先住所_郵便番号	166	世帯区分	226	処理年月日
47	住民届出年月日	107	転先住所設定区分	167	国籍CD	227	生年月日連携
48	住民事由CD	108	転先世帯主氏名	168	外国人住民年月日	228	住民年月日連携
49	住民届出通知区分	109	転予年月日	169	外国人住民届出日	229	住定異動年月日連携
50	増異動理由CD	110	転予届出年月日	170	第30条45規定区分	230	外国人住民年月日連携
51	筆頭者	111	転確住所_自治省CD	171	在留資格CD	231	異動年月日連携
52	本籍_自治省CD	112	転確住所_全国大字CD	172	在留期間	232	異動連番
53	本籍_全国大字CD	113	転確住所_大字CD	173	在留期間満了日	233	成年被後見人認知日
54	本籍_大字CD	114	転確住所_番地CD	174	在留CD等番号	234	国籍喪失年月日
55	本籍_番地CD	115	転確住所_枝1CD	175	在留CD等番号区分	235	再製記載年月日
56	本籍_枝1CD	116	転確住所_枝2CD	176	交付年月日	236	住居地補正CD
57	本籍_枝2CD	117	転確住所_枝3CD	177	有効期間等	237	法第30条46又は47区分
58	本籍_枝3CD	118	転確住所_枝4CD	178	消除異動事由CD		
59	本籍_枝4CD	119	転確住所_方書CD	179	住居地届出警告		
60	本籍_住所名称	120	転確住所_住所名称	180	社会保障番号		

(2)本人確認情報ファイル

1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異動時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 排他フラグ、33. 外字フラグ、34. レコード状況フラグ、35. タイムスタンプ

(3)送付先情報ファイル

1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所、漢字項目長、4. 送付先住所 漢字、5. 送付先住所 漢字 外字数、6. 送付先氏名 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字 外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名 項目長、11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所 項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所 外字数、16. 市町村電話番号、17. 交付場所名 項目長、18. 交付場所名、19. 交付場所名 外字数、20. 交付場所郵便番号、21. 交付場所住所 項目長、22. 交付場所住所、23. 交付場所住所 外字数、24. 交付場所電話番号、25. カード送付場所名 項目長、26. カード送付場所名、27. カード送付場所名 外字数、28. カード送付場所郵便番号、29. カード送付場所住所 項目長、30. カード送付場所住所、31. カード送付場所住所 外字数、32. カード送付場所電話番号、33. 対象となる人数、34. 処理年月日、35. 操作者ID、36. 操作端末ID、37. 印刷区分、38. 住民票コード、39. 氏名 漢字 項目長、40. 氏名 漢字、41. 氏名 漢字 外字数、42. 氏名 かな項目長、43. 氏名 かな、44. 郵便番号、45. 住所 項目長、46. 住所、47. 住所 外字数、48. 生年月日、49. 性別、50. 個人番号、51. 第30条の45に規定する区分、52. 在留期間の満了の日、53. 代替文字変換結果、54. 代替文字氏名 項目長、55. 代替文字氏名、56. 代替文字住所 項目長、57. 代替文字住所、58. 代替文字氏名位置情報、59. 代替文字住所位置情報、60. 外字フラグ、61. 外字パターン

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑩を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名							
(1)住民基本台帳ファイル							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク							
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・届出窓口において、届出内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手防止に努める。 ・既存住基システムへの登録時は入力者以外の者が入力状況を確認し、対象者以外の情報登録を防止する。 						
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な情報以外が入力できないように既存住基システムで入力項目を制御している。 ・既存住基システムへの登録時は入力者以外の者が入力状況を確認し、必要な情報以外の情報登録を防止する。 						
その他の措置の内容	—						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <table border="0"> <tr> <td><選択肢></td> <td>2) 十分である</td> </tr> <tr> <td>1) 特に力を入れている</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>	2) 十分である	1) 特に力を入れている		3) 課題が残されている	
<選択肢>	2) 十分である						
1) 特に力を入れている							
3) 課題が残されている							
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク							
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住民記録に関する各届出においては、本人あるいは、代理人による届出のみを受領することとし、受領の際は、本人あるいは代理人の本人確認を行うこととしている。(住基法第27条) ・住基ネットから入手する場合は、住基ネットの認証、監査、証跡機能により、特定の権限者以外は操作が行えず、また情報照会・提供の記録が保持される仕組みが確立されている。 ・個人番号は、原則、住民票の写し、記載事項証明書以外では明示せず、住民票の写しへの記載も、本人からの特別な請求がない限り、省略して出力する。(番号整備法第16条(住基法第12条第1項)) 						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <table border="0"> <tr> <td><選択肢></td> <td>2) 十分である</td> </tr> <tr> <td>1) 特に力を入れている</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>	2) 十分である	1) 特に力を入れている		3) 課題が残されている	
<選択肢>	2) 十分である						
1) 特に力を入れている							
3) 課題が残されている							
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク							
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第17条(個人番号カード)により、住記異動の際は、窓口で個人番号カードと他の証明書類の提示を受けて、本人確認を徹底する。 ・代理申請の場合は、上記にあわせて、当市の既存住基システムを用いて届出書の内容と個人番号の真正性の確認を行う。 						
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口で個人番号カードまたは個人番号入りの「住民票の写し」・「住民票記載事項証明書」と他の証明書類の提示を求め、照合する。 ・上記による確認がとれない場合は、当市の既存住基システム又は住基ネットの本人確認情報を検索し、個人番号の真正性確認を行う。 						
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の記載等、特定個人情報の入力、修正、削除を行う際は、異動対象者または入力内容に誤りの無いよう、二人以上の担当者によるダブルチェックを実施する。 						
その他の措置の内容	—						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <table border="0"> <tr> <td><選択肢></td> <td>2) 十分である</td> </tr> <tr> <td>1) 特に力を入れている</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>	2) 十分である	1) 特に力を入れている		3) 課題が残されている	
<選択肢>	2) 十分である						
1) 特に力を入れている							
3) 課題が残されている							
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク							
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの届出時に提出される異動届等の書類については、使用後に鍵付の書庫に保管し、紛失等を防止する。書庫の鍵の管理は、権限をもった者(係長級以上の職員)が管理を行う。 ・既存住基システムは住基ネット以外とは外部接続できない仕組みである。 ・既存住基システム使用時は操作者の認証を行い、操作者の利用可能な機能をシステム上で制御する。 						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <table border="0"> <tr> <td><選択肢></td> <td>2) 十分である</td> </tr> <tr> <td>1) 特に力を入れている</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>	2) 十分である	1) 特に力を入れている		3) 課題が残されている	
<選択肢>	2) 十分である						
1) 特に力を入れている							
3) 課題が残されている							
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							
—							

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<p><共通基盤システム(番号制度アプリケーション機能)における措置> 共通基盤システムの統合宛名システム機能は符号取得専用の機能であり、各業務システムにむけて宛名情報を連携しない仕組みとしている。このため、事務に必要なない情報と紐付けを行うことはできない。</p>
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 番号制度に関する事務(システム)以外からは住民基本台帳ファイルが連携できないよう、アクセス制御対策を実施している。 個人番号利用事務以外の部門において既存住基システムを使用した照会(他課照会)では、利用権限により個人番号がマスク表示された状態となるような仕組みが施されている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 システムの利用できる端末を管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。
アクセス権限の発効・失効の管理	<p>[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> 既存住基システムへのユーザIDごとのアクセス権限の登録/変更の際は、既存住基システムへアクセスできる端末の解放の許可をシステム管理者に得た上で、代理の者が設定の変更を行っている。その他の者は、アクセス権限の登録/変更を行うためのアクセス権限が与えられていない。 人事異動の場合等、権限が不要となった場合は、システム管理者の指示のもと、代理の者が、不要となったIDや権限を変更または削除する。
アクセス権限の管理	<p>[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> 既存住基システムへのユーザIDごとのアクセス権限については、システム管理者が管理を行っている。 アクセス権限については、システム管理者が定期的(年1回程度)に確認を実施している。 年度途中にアクセス権限の変更が必要な場合は、システム管理者の指示のもと、代理の者が、速やかに権限の発効及び失効を行う。
特定個人情報の使用の記録	<p>[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> 既存住基システムでは、操作者による認証(失敗時を含む)から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている。 (操作者がどの個人に対して照会・異動・証明発行を行ったかを記録している。)
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 既存住基システムへのユーザIDごとのアクセス権限については、システム管理者が管理を行い、登録/変更の際は、管理者又は代理の者が設定の変更を行っている。 アクセス権限については、システム管理者が定期的(年1回程度)に確認を実施している。 年度途中にアクセス権限の変更が必要な場合は、システム管理者の指示のもと、代理の者が、速やかに権限の発効及び失効を行う。 職員に対して、個人情報保護に関する研修を行っていく。 職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項について覚書を締結し、従業者への周知・徹底を義務付けている。 システムの操作履歴(アクセスログ)を記録し、定期的(毎月1回)にチェックを行う。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない。また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。 ・委託業者との間で、個人情報の取扱委託に関する覚書及び特定個人情報の取扱委託に関する覚書を締結し、不正利用禁止等の従業者への周知徹底を義務付けている。 ・システムの操作履歴(アクセスログ)を記録し、定期的(毎月1回)にチェックを行う。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>業務端末を一定時間操作しなかった場合、スクリーンセーバーにより自動的に画面をロックし、ロックの解除は、ユーザID・パスワードの入力を要する設定としている。</p>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	委託業者との間で、個人情報の取扱委託に関する覚書及び特定個人情報の取扱委託に関する覚書を締結し、個人情報受託事務管理者の指定及び情報資産を取り扱う全ての従事者名簿(所属、氏名、作業内容等)の提出を義務付けている。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を限定するため事前に委託業者の名簿を提出させる。 ・特定個人情報ファイルへのアクセスを行う場合、事前に申請許可された者以外はアクセスできないよう制御し、ユーザIDとパスワードにより認証している。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	委託側において利用するユーザIDについては、職員と同等のログ監視を行っており、利用履歴の参照も職員と同等の確認を行うことができる。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託契約書において、業者が特定個人情報を取得し、第三者に提供することを禁止している。 ・保有個人情報の管理状況について、必要に応じて検査を実施する。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託している業務については、市の保有する端末・ネットワーク(専用回線)を使用して作業を実施しているため、特定個人情報を委託先には提供していない。 ・職員の常駐する施設内に業務実施場所を限定し、外部への持ち出しを禁止している。 ・保有個人情報の管理状況について、必要に応じて検査を実施する。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託契約書において、個人情報を記録した媒体及びハードウェア等の廃棄の際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する旨を明記している。 ・委託業者が個人情報ファイルの消去を実施する場合は、作業内容及び作業内容、作業場所等を記載した報告書等の提出を義務付けている。また、職員が立ち会いや現地調査を実施する。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	委託契約書において、個人情報の取扱委託に関する覚書及び特定個人情報の取扱委託に関する覚書を締結するよう義務付けており、覚書において、以下のことを明記している。 ・保有個人情報の適正管理について最大限の注意を払い、漏えい及び毀棄等の事故を防止するための対策を講じること。 ・保有個人情報を適切に管理するため、個人情報受託管理責任者を置くこと。 ・個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、保有個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を実施すること。 ・保有個人情報をみだりに他人に知らせてはならないこと。 ・保有個人情報の取扱いの委託の全部又は一部を再委託しないこと。ただし、契約内で再委託が認められており、承認を受けた場合は可能とすること。 ・保有個人情報を不正に利用し、又は毀棄等をしないこと。 ・保有個人情報を、他の従事者(担当以外の者)及び部外者に提供しないこと。 ・契約に基づいて個人情報を収集する場合は、受託業務の範囲を超えて収集してはならないこと。 ・保有個人情報を複写し、又は複製しないこと。 ・保有個人情報に関し事故が発生したときは、速やかに報告すること。 ・覚書に定める事項に関する遵守状況について、必要に応じて報告させ、又は実地調査することができる。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託する場合は、あらかじめ書面により申請し、承認を受けることとする。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

<p>特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p><岡山市カードセンター運營業務委託における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の保有する端末・ネットワーク(専用回線)を使用して業務を実施する。 ・業務を履行する場所・人・権限について制限を行う。 ・常時市の職員を配置しており業務の履行状況について配置された職員が確認を行う。 	
<p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない</p>	
<p>リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク</p>	
<p>特定個人情報の提供・移転の記録</p>	<p>[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
<p>具体的な方法</p>	<p>提供及び移転する特定個人情報ファイルについては、提供データ作成時に監査証跡に作成日時、提供日時等の実行処理結果が記録される仕組みとなっている。</p>
<p>特定個人情報の提供・移転に関するルール</p>	<p>[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p>
<p>ルールの内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p>同一機関内における特定個人情報の移転の際は、提供先の各担当課より原則的に依頼票を提出してもらうこととしており、依頼票の内容を検査した上で、必要な情報のみを提供することとしている。</p>
<p>その他の措置の内容</p>	<p>—</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク</p>	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>情報提供及び情報照会の記録が保存される仕組みが確立した庁内連携システムを通してやりとりすることで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止している。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク</p>	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の提供時は、情報源である既存住基システムとの内容の照合、確認を行う。 ・特定個人情報の確認時は、二人以上の担当者によるダブルチェックを実施する。 ・情報の移転先である、データの格納先については、特定の権限者以外はアクセスできないこととし、不正に収集されることを防止している。
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>・緊急時等に、特定個人情報ファイルをフラッシュメモリ等の外部媒体を用いて提供・移転する場合は、データの暗号化及び媒体のパスワードロック等の措置を講じたうえで提供・移転を行う。また、データは不要になった時点で廃棄し、廃棄を行ったことを確認する。</p>	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><既存住基システムのソフトウェア・運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録を実施することで、不適切な端末操作を抑止している。 ・端末は、一定時間操作がされなかった場合には、スクリーンセーバー等がかかり、ロックされる仕組みとなっている。スクリーンセーバーの解除はID、パスワードの入力を行い、ログインすることが必要となる。 ・特定個人情報ファイルの提供・移転の記録(提供・移転先、日時等)をシステム上で管理しており、必要に応じて記録の確認を行う。 <p><全庁的な措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能は既存システムには実装せず、中間サーバ・ソフトウェアのみ実装しているため、職員、あるいは既存システムが不正な情報提供を行うことはできない。 <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>・端末は、一定時間操作がされなかった場合には、スクリーンセ이버等がかかり、ロックされる仕組みとなっている。スクリーンセ이버の解除はID、パスワードの入力を行い、ログインすることが必要となる。</p> <p>・特定個人情報ファイルの提供・移転の記録(提供・移転先、日時等)をシステム上で管理しており、必要に応じて記録の確認を行う。</p> <p><全庁的な措置></p> <p>・情報提供機能は既存システムには実装せず、中間サーバ・ソフトウェアのみ実装しているため、職員、あるいは各システムが不正な情報提供を行うことはできない。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行っている。</p> <p>②中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバ・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><既存住基システムのソフトウェア・運用における措置></p> <p>・システムの機能により、項目ごとの入力制限(ありえない入力パターンの制限等)や登録前の論理チェックを実施する。</p> <p><全庁的な措置></p> <p>・情報提供機能は既存システムには実装せず、中間サーバ・ソフトウェアのみ実装しているため、職員、あるいは各システムが不正な情報提供を行うことはできない。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p>②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</p> <p>③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

具体的な対策の内容

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
 ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。
 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。
 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。
 ・日本国内でデータを保管している。

<ガバメントクラウドにおける措置>
 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。
 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------	--------------	--

具体的な対策の内容

<既存住基システムにおける措置>
 ・各システムではウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
 ・各システムではファイアウォールを導入し、不正アクセス対策を行う。
 ・各システムではアクセス制限を行うとともに、定期的 (毎月1回) にログの解析を行う。
 ・各システムにて導入しているOS及びミドルウェアについて、定期的にセキュリティパッチの適用を行う。

<全庁共通の措置 (情報連携に使用する端末における措置)>
 ・マイナンバー系ネットワークに接続し、インターネット系やLGWAN接続系端末とは物理的に異なる端末を使用している。
 ・ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
 ・外部記憶媒体等への書き出しは原則として禁止し、制限している。
 ・マイナンバー系ネットワークの各データファイルは自動的に暗号化される仕組みとしている。このため、所定の復号化ソフトを導入していない端末からはデータファイルの中身を閲覧することはできない。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
 ①中間サーバー・プラットフォームではUTM (コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置) 等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。
 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

	<p>実務的な対策の内容</p>	<p>業者及びクラウドサービス業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> <p>⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</p> <p>②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。</p> <p>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<p><選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>
その内容	R6.3 旧システムから新システムへのデータ移行不備により、一部データ項目に不具合が生じ、市内対象者に他人の電話番号が印字されたハガキを発送した。	
再発防止策の内容	旧システムから登録データ全件の一覧を出力し、移行元データを再度突合する。差異があったものについて差異の理由を確認する。今後、ハガキ出力前にはデータの妥当性の確認を行う。	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<p><選択肢></p> <p>1) 保管している 2) 保管していない</p>
具体的な保管方法	住基法施行令第34条により削除された住民票は、その削除された日から150年間保存するものとしてされており、最低150年間は住民記録システムに除票住民票として管理している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	住民記録に関する情報は、原則、本人からの届出に従っており、また他市町村や他機関からの通知についても即時で対応する運用を義務づけている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・既存住基システムで保持している特定個人情報に該当する住民票情報のうち、削除された住民票については住民基本台帳法施行令第34条により、削除された日から150年間保存することが定義されており、データについては、不要となった時点で、適宜、既存住基システムの機能にて削除を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>・個人情報を記録した媒体及びハードウェア等の廃棄の際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。</p>	

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2)本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されているため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・平成14年6月10日総務省告示第334号（第6－7 本人確認情報の通知及び記録）等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名と住所の組合せ、氏名と生年月日の組合せ）の指定を必須とする。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	本人確認情報の入手元を既存住基システムに限定する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	窓口において、対面で身分証明書（個人番号カード等）の提示を受け、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	・個人番号カード等の提示を受け、本人確認を行う。 ・出生等により新たに個人番号が指定される場合や、転入の際に個人番号カード（若しくは個人番号入りの「住民票の写し」またはマイナンバー入りの「住民票記載事項証明書」と法令により定められた身分証明書の組合せ）の提示がない場合には、市町村CSにおいて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・住民票の記載等、特定個人情報の入力、修正、削除を行う際は、異動対象者または入力内容に誤りの無いよう、二人以上の担当者によるダブルチェックを実施する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・機構が作成・配布する専用のアプリケーション（*）を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 * 市町村CSのサーバ上で稼働するアプリケーション。市町村CSで管理されるデータの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。また、市町村CSのサーバ自体には、外部からのこじあけ等に対して防御性に優れた耐タンパー装置（通信時の相互認証及びデータの暗号化に必要な情報を保管管理する）を内蔵している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	市町村CSと宛名システム間の接続は行わない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限のない者が機器を接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等)を講じる。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・生体認証による操作者認証を行っている。 ・認証後は、利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・業務に必要なアクセス権限のみを申請するよう指導し、一覧表により管理を行っている。 ・住民基本台帳ネットワークシステムの操作(異動権限あり)者が、退職や別部門へ異動する場合は、すみやかに住民基本台帳ネットワークシステムの利用ができないよう、利用権限を変更・確認している。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、市町村CS及び統合端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・本人確認情報を取り扱うシステムの操作履歴(アクセスログ(失敗時を含む)・操作ログ)を記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に施錠保管する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・従業者の利用可能な権限を事務分担に応じて、制限している。 ・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 ・職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項について覚書を締結し、従業者への周知・徹底を義務付けている。 ・システムの操作履歴(アクセスログ)を記録し、定期的にチェックを行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	委託業者との間で、個人情報の取扱委託に関する覚書及び特定個人情報の取扱委託に関する覚書を締結し、個人情報受託事務管理者の指定及び情報資産を取り扱う全ての従事者名簿(所属、氏名、作業内容等)の提出を義務付けている。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を限定するため事前に委託業者の名簿を提出させる。 ・特定個人情報ファイルへのアクセスを行う場合、事前に申請許可された者以外はアクセスできないよう制御し、ユーザIDとパスワードにより認証している。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	委託側において利用するユーザIDについては、職員と同等のログ監視を行っており、利用履歴の参照も職員と同等の確認を行うことができる。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託契約書において、業者が特定個人情報を取得し、第三者に提供することを禁止している。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託している業務については、市の保有する端末・ネットワーク(専用回線)を使用して作業を実施しているため、特定個人情報を委託先には提供していない。 ・職員の常駐する施設内に業務実施場所を限定し、外部への持ち出しを禁止している。 ・保有個人情報の管理状況について、必要に応じて検査を実施する。	
特定個人情報の消去ルール	[定めていない]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	提供を禁止しているため定めていない。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	委託契約書において、個人情報の取扱委託に関する覚書及び特定個人情報の取扱委託に関する覚書を締結するよう義務付けており、覚書において、以下のことを明記している。 ・保有個人情報の適正管理について最大限の注意を払い、漏えい及び毀棄等の事故を防止するための対策を講じること。 ・保有個人情報を適切に管理するため、個人情報受託管理責任者を置くこと。 ・個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、保有個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を実施すること。 ・保有個人情報をみだりに他人に知らせてはならないこと。 ・保有個人情報の取扱いの委託の全部又は一部を再委託しないこと。ただし、契約内で再委託が認められており、承認を受けた場合は可能とすること。 ・保有個人情報を不正に利用し、又は毀棄等をしないこと。 ・保有個人情報を、他の従事者(担当以外の者)及び部外者に提供しないこと。 ・契約に基づいて個人情報を収集する場合は、受託業務の範囲を超えて収集してはならないこと。 ・保有個人情報を複写し、又は複製しないこと。 ・保有個人情報に関し事故が発生したときは、速やかに報告すること。 ・覚書に定める事項に関する遵守状況について、必要に応じて報告させ、又は実地調査することができる。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託する場合は、あらかじめ書面により申請し、承認を受けることとする。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><岡山市カードセンター運営業務委託における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の保有する端末・ネットワーク(専用回線)を使用して業務を実施する。 ・業務を履行する場所・人・権限について制限を行う。 ・常時市の職員を配置しており業務の履行状況について配置された職員が確認を行う。 	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない	
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報(個人番号、5情報等)の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録(提供・移転日時、操作者等)をシステム上で管理し、5年分保存する。なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	法令等の規定に基づいた提供・移転方法をシステムにて設定し運用する。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを取り扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 ・媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力(書込み)の際に職員の立ち合いを必要とする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	相手方(都道府県サーバ)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされることがシステム上担保されている。なお、認証後の通信は暗号化することで安全性を確保している。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 :システム上、照会元から指定された検索条件に基づき結果を適切に提供・移転することを担保する。また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック(例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする)がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 :相手方(都道府県サーバ)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされることがシステム上担保される。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>—</p>	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<岡山市における措置> ・特定個人情報を保管するサーバーは、岡山市の管理する庁舎内のサーバールームに構築し、設置場所への入退室管理、施錠管理等のセキュリティ対策、無停電電源装置の設置、空調管理、耐震・耐火措置等の災害・事故対策を行っている。 ・特定個人情報を取り扱う業務端末は、セキュリティワイヤによる盗難防止措置を行い、時間経過による画面ロック等のセキュリティ対策を行うこととしている。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<岡山市における措置> ・市町村CS及び業務端末にはウィルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルやセキュリティパッチ等の配布を行っている。 ・ネットワーク間にファイアウォールを設置し、通信制御を行っている。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	R6.3 旧システムから新システムへのデータ移行不備により、一部データ項目に不具合が生じ、市内対象者に他人の電話番号が印字されたハガキを発送した。
	再発防止策の内容	旧システムから登録データ全件の一覧を出力し、移行元データを再度突合する。差異があったものについて差異の理由を確認する。今後、ハガキ出力前にはデータの妥当性の確認を行う。
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住民基本台帳法施行令第34条第3項(保存)に定める期間(150年間)保管する。
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	既存住基システムとの整合処理を定期的実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認することにより担保する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<p>・システム上、住民基本台帳法施行令第34条第3項(保存)に定める期間(150年間)を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。</p> <p>・磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読みだすことができないようにする。</p> <p>・帳票については、要領・手順書等に基づき、帳票管理簿等を作成し、受け渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされることを適時確認するとともに、その記録を残す。廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>・個人情報を記録した媒体及びハードウェア等の廃棄の際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。</p>	

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)送付先情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	送付先情報の入手元は既存住基システムに限定されているため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・平成14年6月10日総務省告示第334号（第6－7 本人確認情報の通知及び記録）等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名と住所の組合せ、氏名と生年月日の組合せ）の指定を必須とする。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	送付先情報の入手元を既存住基システムに限定する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	窓口において、対面で身分証明書（個人番号カード等）の提示を受け、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号の生成元である機構が設置・管理する全国サーバから住民票コードに対応付く個人番号を適切に取得できることを、システムにより担保する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	既存住基システムにおいて正確性が確保された送付先情報を適切に受信できることをシステム上により担保する。なお、送付先情報ファイルは、既存住基システムから入手後、個人番号カード管理システムに送付先情報を送付した時点で役割を終える（不要となる）ため、送付後速やかに市町村CSから削除する。そのため、入手から削除までのサイクルがごく短時間であることから、入手から削除の間の正確性を維持するための特段の対策は講じない。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・機構が作成・配布する専用のアプリケーション（*）を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 * 市町村CSのサーバ上で稼働するアプリケーション。市町村CSで管理されるデータの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。また、市町村CSのサーバ自体には、外部からのこじあけ等に対して防御性に優れた耐タンパー装置（通信時の相互認証及びデータの暗号化に必要な情報を保管管理する）を内蔵している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	市町村CSと宛名システム間の接続は行わない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限のない者が機器を接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等)を講じる。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・生体認証による操作者認証を行っている。 ・認証後は、利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・業務に必要なアクセス権限のみを申請するよう指導し、一覧表により管理を行っている。 ・住民基本台帳ネットワークシステムの操作(異動権限あり)者が、退職や別部門へ異動する場合は、すみやかに住民基本台帳ネットワークシステムの利用ができないよう、利用権限を変更・確認している。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、市町村CS及び統合端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・送付先情報を取り扱うシステムの操作履歴(アクセスログ(失敗時を含む)・操作ログ)を記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に施錠保管する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・従事者の利用可能な権限を事務分担任に応じて、制限している。 ・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 ・職員以外の従事者(委託先等)には、当該事項について覚書を締結し、従事者への周知・徹底を義務付けている。 ・システムの操作履歴(アクセスログ)を記録し、定期的にチェックを行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	委託業者との間で、個人情報の取扱委託に関する覚書及び特定個人情報の取扱委託に関する覚書を締結し、個人情報受託事務管理者の指定及び情報資産を取り扱う全ての従事者名簿(所属、氏名、作業内容等)の提出を義務付けている。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を限定するため事前に委託業者の名簿を提出させる。 ・特定個人情報ファイルへのアクセスを行う場合、事前に申請許可された者以外はアクセスできないよう制御し、ユーザIDとパスワードにより認証している。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	委託側において利用するユーザIDについては、職員と同等のログ監視を行っており、利用履歴の参照も職員と同等の確認を行うことができる。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託契約書において、業者が特定個人情報を取得し、第三者に提供することを禁止している。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託している業務については、庁舎内の限られた場所の専用PCを使用して作業を実施しているため、特定個人情報を委託先には提供していない。	
特定個人情報の消去ルール	[定めていない]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	提供を禁止しているため定めていない。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	委託契約書において、個人情報の取扱委託に関する覚書及び特定個人情報の取扱委託に関する覚書を締結するよう義務付けており、覚書において、以下のことを明記している。 ・保有個人情報の適正管理について最大限の注意を払い、漏えい及び毀棄等の事故を防止するための対策を講じること。 ・保有個人情報を適切に管理するため、個人情報受託管理責任者を置くこと。 ・個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、保有個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を実施すること。 ・保有個人情報をみだりに他人に知らせてはならないこと。 ・保有個人情報の取扱いの委託の全部又は一部を再委託しないこと。ただし、契約内で再委託が認められており、承認を受けた場合は可能とする。こと。 ・保有個人情報を不正に利用し、又は毀棄等をしないこと。 ・保有個人情報を、他の従事者(担当以外の者)及び部外者に提供しないこと。 ・契約に基づいて個人情報を収集する場合は、受託業務の範囲を超えて収集してはならないこと。 ・保有個人情報を複製し、又は複製しないこと。 ・保有個人情報に関し事故が発生したときは、速やかに報告すること。 ・覚書に定める事項に関する遵守状況について、必要に応じて報告させ、又は実地調査することができる。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託する場合は、あらかじめ書面により申請し、承認を受けることとする。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報（個人番号、5情報等）の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録（提供・移転日時、操作者等）をシステム上で管理し、5年分保存する。なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では、相互認証を実施しているため、認証できない相手方への情報移転はなされないことがシステム上担保されている。
その他の措置の内容	・「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを取り扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 ・媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力（書込み）の際に職員の立ち合いを必要とする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	相手方（個人番号カード管理システム）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。なお、認証後の通信は暗号化することで安全性を確保している。 また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ：システム上、既存住基システムから入手した情報の内容に編集を加えず、適切に個人番号カード管理システムに提供することを担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 ：相手方（個人番号カード管理システム）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先へ情報の提供はなされないことがシステム上担保される。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<岡山市における措置> ・特定個人情報を保管するサーバーは、岡山市の管理する庁舎内のサーバールームに構築し、設置場所への入退室管理、施錠管理等のセキュリティ対策、無停電電源装置の設置、空調管理、耐震・耐火措置等の災害・事故対策を行っている。 ・特定個人情報を取り扱う業務端末は、セキュリティワイヤによる盗難防止措置を行い、時間経過による画面ロック等のセキュリティ対策を行うこととしている。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<岡山市における措置> ・市町村CS及び業務端末にはウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルやセキュリティパッチ等の配布を行っている。 ・ネットワーク間にファイアウォールを設置し、通信制御を行っている。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	R6.3 旧システムから新システムへのデータ移行不備により、一部データ項目に不具合が生じ、市内対象者に他人の電話番号が印字されたハガキを発送した。
	再発防止策の内容	旧システムから登録データ全件の一覧を出力し、移行元データを再度突合する。差異があったものについて差異の理由を確認する。今後、ハガキ出力前にはデータの妥当性の確認を行う。
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-8(1)市町村長における本人確認情報の消去)に定める期間保管する。
その他の措置の内容		
	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成／連携することとしており、システム上、連携後速やか(1営業日後)に削除する仕組みとする。また、媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である機構において適切に管理され、市町村では保管しない。そのため、送付先情報ファイルにおいて特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
送付先情報ファイルは、機構への特定個人情報の提供後、速やかに市町村CSから削除される。その後、当該特定個人情報は機構において管理されるため、送付先情報ファイルのバックアップは取得しない。	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<p><住民基本台帳に関する事務における措置> ・評価書に沿った運用がなされているか、年1回の自己点検でチェックを行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<p><住民基本台帳に関する事務における措置> ・特定個人情報保護に関する監査又は情報セキュリティに関する監査を概ね5年周期で実施する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><住民基本台帳に関する事務における措置> ・職員に対し、特定個人情報保護研修及び情報セキュリティ研修を年1回以上実施し、保有個人情報を不正に取り扱った場合の罰則適用等について周知している。なお、違反行為を行った者に対しては、違反の程度や情状に応じて指導を行う。 ・委託業者に対し、個人情報の取扱委託に関する覚書及び特定個人情報の取扱委託に関する覚書を締結し、従業者への研修・教育の実施や保有個人情報を不正に取り扱った場合の罰則適用等の周知を義務付けている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>
3. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	岡山市総務局総務部行政事務管理課情報公開室 700-8544 岡山県岡山市北区大供一丁目1-1 問い合わせ先電話番号 086-803-1083
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	請求方法、指定様式等について岡山市ホームページ上で表示。
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	個人情報ファイル簿(住民記録関係業務、住民基本台帳ネットワーク業務で取り扱ったファイル)
公表場所	岡山市役所本庁舎 2階西側 行政資料室
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	岡山市市民協働局市民生活部区政推進課 700-8544 岡山県岡山市北区大供一丁目1-1 問い合わせ先電話番号 086-803-1033
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和8年4月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	岡山市パブリックコメント実施要項に基づきパブリックコメントによる意見聴取を実施する。パブリックコメントの実施に際しては、市ホームページに公表している旨の記事を掲載し、市ホームページ及び市内の証明書等交付窓口にて全文を閲覧できるようにする。
②実施日・期間	
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	岡山市行政不服・情報公開・個人情報保護審査会に諮問
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月6日	新版作成				
令和1年6月1日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)</p>	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)</p>	事後	主務省令の改正
令和1年6月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル⑤保有開始日	平成27年6月(重要な変更の実施予定日:平成31年10月)	平成27年6月(重要な変更の実施予定日:令和元年10月)	事後	時点修正
令和1年6月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(2)本人確認情報ファイル⑤保有開始日	平成27年6月(重要な変更の実施予定日:平成31年10月)	平成27年6月(重要な変更の実施予定日:令和元年10月)	事後	時点修正
令和1年6月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(3)送付先情報ファイル⑤保有開始日	平成27年10月(重要な変更の実施予定日:平成31年10月)	平成27年10月(重要な変更の実施予定日:令和元年10月)	事後	時点修正
令和2年10月12日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	<p>なお、番号法においては、別表第二に基づいて情報保有機関は情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について情報連携を行うことが必要とされている。</p> <p>既存住民基本台帳システムと共通基盤システムの間でデータ(副本)の受け渡しを行い、共通基盤システムが中間サーバを介して(※1)、情報提供ネットワークシステムと接続することで、符号の取得(※2)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等を実現する。</p> <p>(※1)岡山市では、共通基盤システムが庁内連携・団体内統合宛名システムとしての機能を有し、一括して中間サーバーとの情報連携を行う。</p> <p>(※2)セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。</p> <p>また、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>	<p>なお、番号法においては、別表第二に基づいて情報保有機関は情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について情報連携を行うことが必要とされている。</p> <p>既存住民基本台帳システムと共通基盤システムの間でデータ(副本)の受け渡しを行い、共通基盤システムが中間サーバを介して(※1)、情報提供ネットワークシステムと接続することで、符号の取得(※2)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等を実現する。</p> <p>(※1)岡山市では、共通基盤システムが庁内連携・団体内統合宛名システムとしての機能を有し、一括して中間サーバーとの情報連携を行う。</p> <p>(※2)セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。</p> <p>また、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「個人番号通知書、個人番号カード省令」という。)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>	事後	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の改正にかかる文言修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月12日	I基本情報 2. 特定個人情報ファイルにおいて使用するシステム システム② システムの機能	<p>1. 本人確認情報の更新 :既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバに更新情報を送信する。</p> <p>2. 本人確認 :特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。</p> <p>3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) :転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。</p> <p>4. 本人確認情報検索 :統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>5. 機構への情報照会 :全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>6. 本人確認情報整合 :本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認</p>	<p>1. 本人確認情報の更新 :既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバに更新情報を送信する。</p> <p>2. 本人確認 :特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。</p> <p>3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) :転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。</p> <p>4. 本人確認情報検索 :統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>5. 機構への情報照会 :全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>6. 本人確認情報整合 :本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認</p>	事後	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の改正にかかる文言修正
令和2年10月12日	I基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム⑥ システムの機能	<p>1. システム連携機能 :既存住基、印鑑登録システムから証明書情報を連携する機能</p> <p>2. 証明書発行機能 :コンビニエンスストアで住民票の写し、印鑑登録証明書及び戸籍関係の証明書を交付するため、機構の証明書交付センターを経由して、コンビニエンスストアに設置されているキオスク端末に証明書情報(PDF)を送信する機能。</p>	<p>1. システム連携機能 :既存住基、印鑑登録システムから証明書情報を連携する機能</p> <p>2. 証明書発行機能 :コンビニエンスストアで住民票の写し、印鑑登録証明書及び戸籍関係並びに所得(課税)証明書の証明書を交付するため、機構の証明書交付センターを経由して、コンビニエンスストアに設置されているキオスク端末に証明書情報(PDF)を送信する機能。</p>	事後	税務システムの連携による
令和2年10月12日	I基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ① 事務実施上の必要性	<p>(1)住民基本台帳ファイル :行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「番号整備法」という)第16条(住基法第7条8の2号)に基づき、住民票に個人番号を記載するため。</p> <p>(2)本人確認情報ファイル :本人確認情報ファイルは、転入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的な記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。</p> <p>①住基ネットを用いて市町村の区域を超えた住民基本台帳に関する事務の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。</p> <p>②都道府県に対し、本人確認情報の更新情報を通知する。</p> <p>③申請・届出の際に提示された個人番号カード等を用いた本人確認を行う。</p> <p>④個人番号カードを利用した転入手続きを行う。</p> <p>⑤住民基本台帳に関する事務において、本人確認情報を検索する。</p> <p>⑥都道府県知事保存本人確認情報及び機構保存本人確認情報との整合性を確認する。</p> <p>(3)送付先情報ファイル :市町村長が個人番号を指定した際は通知カードの形式にて全付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項)。通知カードによる番号の通知及び個人番号カード交付請求書の送付については、事務効率化等の観点から、市町村から、機構に委任するため、機構に通知カード及び交付申請</p>	<p>(1)住民基本台帳ファイル :行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「番号整備法」という)第16条(住基法第7条8の2号)に基づき、住民票に個人番号を記載するため。</p> <p>(2)本人確認情報ファイル :本人確認情報ファイルは、転入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的な記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。</p> <p>①住基ネットを用いて市町村の区域を超えた住民基本台帳に関する事務の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。</p> <p>②都道府県に対し、本人確認情報の更新情報を通知する。</p> <p>③申請・届出の際に提示された個人番号カード等を用いた本人確認を行う。</p> <p>④個人番号カードを利用した転入手続きを行う。</p> <p>⑤住民基本台帳に関する事務において、本人確認情報を検索する。</p> <p>⑥都道府県知事保存本人確認情報及び機構保存本人確認情報との整合性を確認する。</p> <p>(3)送付先情報ファイル :市町村長が個人番号を指定した際は個人番号通知書の形式にて全付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項)。個人番号通知書による番号の通知及び個人番号カード交付請求書の送付については、事務効率化等の観点から、市町村から、機構に委任するため、機構に個人番号通知書</p>	事後	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の改正にかかる文言修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月12日	I 基本情報 6. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)</p>	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、111、112、113、114、116、117、120の項)</p>	事後	主務省令の改正
令和2年10月12日	(別添1)事務の内容 (備考)	<p>①住民からの住民異動届に対し、受領及び審査を行い、住民票の記載、修正、削除を行う。 ②住民からの申請等により、住民票の写しを交付する。 転出者に転出証明書を交付する。 ③本人確認情報等を住基ネットに通知する。 ④転入地からの求めにより転出証明書情報を住基ネットにより通知する。 転出証明書情報を住基ネットから受領し、特例転入処理を行う。 ⑤外国人住民に関する住民票の記載、修正、削除について法務大臣に通知を行う。 ⑥外国人住民に関する法務省通知を受領し、住民票の修正、削除を行う。 ⑦戸籍の附票記載事項通知内容が戸籍の記載と一致しない事項について住所地に通知する。 ⑧他市町村からの転入により住民票を記載した場合、転出地に通知する。 ⑨戸籍の記載、若しくは記録をした場合、住民票に関する事項を通知する。 ⑩住民票の記載等をした場合、戸籍附票に関する事項を通知する。 ⑪住民票に記載すべき個別記載事項情報を受領し、住民票に記載する。 ⑫住民に関する事務の処理の基礎とするため、住民票に関する情報を他業務に移転する。 ※移転の際は、特定個人情報に該当するかどうかを区別する。 ⑬広域住民票の交付要求を受領し、要求のあった広域住民票情報を交付地に通知する。 ⑭中間サーバに住民票関係情報を提供する。 ⑮個人番号カードの交付等を行う。 ⑯住民票コードを記載した場合は、住基ネットを通じて地方公共団体情報システム機構より個人番号とすべき番号を受領し、速やかに</p>	<p>①住民からの住民異動届に対し、受領及び審査を行い、住民票の記載、修正、削除を行う。 ②住民からの申請等により、住民票の写しを交付する。 転出者に転出証明書を交付する。 ③本人確認情報等を住基ネットに通知する。 ④転入地からの求めにより転出証明書情報を住基ネットにより通知する。 転出証明書情報を住基ネットから受領し、特例転入処理を行う。 ⑤外国人住民に関する住民票の記載、修正、削除について法務大臣に通知を行う。 ⑥外国人住民に関する法務省通知を受領し、住民票の修正、削除を行う。 ⑦戸籍の附票記載事項通知内容が戸籍の記載と一致しない事項について住所地に通知する。 ⑧他市町村からの転入により住民票を記載した場合、転出地に通知する。 ⑨戸籍の記載、若しくは記録をした場合、住民票に関する事項を通知する。 ⑩住民票の記載等をした場合、戸籍附票に関する事項を通知する。 ⑪住民票に記載すべき個別記載事項情報を受領し、住民票に記載する。 ⑫住民に関する事務の処理の基礎とするため、住民票に関する情報を他業務に移転する。 ※移転の際は、特定個人情報に該当するかどうかを区別する。 ⑬広域住民票の交付要求を受領し、要求のあった広域住民票情報を交付地に通知する。 ⑭中間サーバに住民票関係情報を提供する。 ⑮個人番号カードの交付等を行う。 ⑯住民票コードを記載した場合は、住基ネットを通じて地方公共団体情報システム機構より個人番号とすべき番号を受領し、速やかに</p>	事後	<p>情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の改正にかかる文言修正</p>
令和2年10月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	<p>・「個人番号とすべき番号」の入手については、番号法第8条にて明示されている。 ・「個人番号」の移記については、番号整備法第16条(住基法第7条第8の2号)にて記載事項である旨が明示されている。 ・番号法第7条第1項により、本人に対して通知カードを用いて個人番号を通知する旨が明示されている。</p>	<p>・「個人番号とすべき番号」の入手については、番号法第8条にて明示されている。 ・「個人番号」の移記については、番号整備法第16条(住基法第7条第8の2号)にて記載事項である旨が明示されている。 ・番号法第7条第1項により、本人に対して個人番号通知書を用いて個人番号を通知する旨が明示されている。</p>	事後	<p>情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の改正にかかる文言修正</p>
令和2年10月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	<p>・個人番号を住民異動届の際に入手する場合は、個人番号カード若しくは通知カードとその他本人確認書類で突合を行う。 ・機構で新たに個人番号が生成された場合は、個人番号の要求時に提供を行っている住民票コードと突合を行う。</p>	<p>・個人番号を住民異動届の際に入手する場合は、個人番号カード若しくは個人番号通知書とその他本人確認書類で突合を行う。 ・機構で新たに個人番号が生成された場合は、個人番号の要求時に提供を行っている住民票コードと突合を行う。</p>	事後	<p>情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の改正にかかる文言修正</p>
令和2年10月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 ④その必要性	<p>番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。 市町村は、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。</p>	<p>番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは個人番号通知書と引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を個人番号通知書送付者全員に送付する必要がある。 市町村は、個人番号通知書、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。</p>	事後	<p>情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の改正にかかる文言修正</p>
令和2年10月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 ⑤主な記録項目	<p>【○】(通知カード及び交付申請書の送付先の情報)</p>	<p>【○】(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報)</p>	事後	<p>情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の改正にかかる文言修正</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 :個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報) :機構に対し、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付先並びに個人番号カードの発行を委任するため、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 :個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) :機構に対し、個人番号通知書、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付先並びに個人番号カードの発行を委任するため、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	事後	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の改正にかかる文言修正
令和2年10月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき告示を行う。	個人番号通知書、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき告示を行う。	事後	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の改正にかかる文言修正
令和2年10月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供する。	個人番号通知書、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供する。	事後	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の改正にかかる文言修正
令和2年10月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する。(既存住基システム→市町村CS又は電子証明書媒体→個人番号カード管理システム(機構))	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人情報通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号通知書、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する。(既存住基システム→市町村CS又は電子証明書媒体→個人番号カード管理システム(機構))	事後	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の改正にかかる文言修正
令和2年10月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	通知カード及び個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)	個人番号通知書、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)	事後	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の改正にかかる文言修正
令和2年10月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ②提供先における用途	市町村からの通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。	市町村からの個人番号通知書、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	事後	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の改正にかかる文言修正
令和2年10月12日	別添4 ②提供先における用途④対象となる本人の範囲	(番号法別表第2の記載に基づき修正) 8項、77項、94項、97項、103項、105項、106項、107項、113項、116項	(番号法別表第2の記載に基づき修正) 8項、77項、94項、97項、103項、105項、106項、107項、113項、116項	事後	主務省令の改正
令和2年10月12日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が入手した本人確認の措置内容	・番号法第7条(通知カード)、第17条(個人番号カード)により、住記異動の際は、窓口で個人番号カードまたは通知カードと他の証明書類の提示を受けて、本人確認を徹底する。 ・代理申請の場合は、上記にあわせて、当市の既存住基システムを用いて届出書の内容と個人番号の真正性の確認を行う。	・番号法第7条(通知カード)、第17条(個人番号カード)により、住記異動の際は、窓口で個人番号カードと他の証明書類の提示を受けて、本人確認を徹底する。 ・代理申請の場合は、上記にあわせて、当市の既存住基システムを用いて届出書の内容と個人番号の真正性の確認を行う。	事後	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の改正にかかる文言修正
令和2年10月12日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が入手した本人確認の措置内容	・窓口で個人番号カードまたは通知カードと他の証明書類の提示を求め、照合する。 ・上記による確認がとれない場合は、当市の既存住基システム又は住基ネットの本人確認情報を検索し、個人番号の真正性確認を行う。	・窓口で個人番号カードまたは個人番号入りの「住民票の写し」「住民票記載事項証明書」と他の証明書類の提示を求め、照合する。 ・上記による確認がとれない場合は、当市の既存住基システム又は住基ネットの本人確認情報を検索し、個人番号の真正性確認を行う。	事後	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の改正にかかる文言修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月12日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	7. 法務省情報連携端末との連携 :外国人住民票の記載等に応じて、市町村通知の作成および法務省通知の取込等の連携を行う。	7. 法務省情報連携端末との連携 :外国人住民票の記載等に応じて、市町村通知の作成および出入国在留管理庁通知の取込等の連携を行う。	事後	重要な変更にあたらなため
令和3年8月12日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取扱う事務において使用するシステム システム4 ①システムの名称	共通基盤システム	共通基盤システム(庁内連携機能・団体内統合宛名機能、番号制度情報連携機能)	事後	重要な変更にあたらなため
令和3年8月12日	I 基本情報 2. 特定個人除法ファイルを取扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	5. 帳票印刷管理機能 :印刷データの格納・取得、印刷処理を管理する機能	左記記述を削除。(最新状況で見直した結果)	事後	重要な変更にあたらなため
令和3年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	(1)件	(3)件	事前	重要な変更(委託先との契約時)
令和3年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 再委託	⑦再委託しない	⑦再委託する ⑧委託先と条例に基づく個人情報の取扱委託に関する覚書及び特定個人情報の取扱委託に関する覚書を締結し、再委託についてはあらかじめ書面を提出させよう、その妥当性を確認する。 ⑨住民記録システムの運用保守の一部	事前	重要な変更(特定個人情報ファイルの取扱いは、評価書公表後に実施)
令和3年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2(委託事項の追加)	(記載なし)	マイナンバーカード交付支援事務等包括業務	事前	重要な変更(特定個人情報ファイルの取扱いは、評価書公表後に実施)
令和3年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3(委託事項の追加)	(記載なし)	窓口事務補助等業務委託	事前	重要な変更(特定個人情報ファイルの取扱いは、評価書公表後に実施)
令和3年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(2)本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	(1)件	(2)件	事前	重要な変更(委託先との契約時)
令和3年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(2)本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 再委託	⑦再委託しない	⑦再委託する ⑧委託先と条例に基づく個人情報の取扱委託に関する覚書及び特定個人情報の取扱委託に関する覚書を締結し、再委託についてはあらかじめ書面を提出させよう、その妥当性を確認する。 ⑨住基ネットコミュニケーションサーバの運用保守の一部	事前	重要な変更(特定個人情報ファイルの取扱いは、評価書公表後に実施)
令和3年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(2)本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2(委託事項の追加)	(記載なし)	マイナンバーカード交付支援事務等包括業務	事前	重要な変更(特定個人情報ファイルの取扱いは、評価書公表後に実施)
令和3年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(2)本人確認情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	適宜、システムの機能にて削除を行う。	システムの機能にて削除を行う。	事後	重要な変更にあたらなため
令和3年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(3)送付先情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 再委託	⑦再委託しない	⑦再委託する ⑧委託先と条例に基づく個人情報の取扱委託に関する覚書及び特定個人情報の取扱委託に関する覚書を締結し、再委託についてはあらかじめ書面を提出させよう、その妥当性を確認する。 ⑨住基ネットコミュニケーションサーバの運用保守の一部	事前	重要な変更(特定個人情報ファイルの取扱いは、評価書公表後に実施)
令和3年8月12日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の使用リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 宛名システム等における措置の内容	<共通基盤システムにおける措置> 団体内統合宛名管理機能を有する共通基盤システムにおいては、システム間連携機能により、連携する庁内業務システムごとにアクセスできる情報を制限しており、目的を超えた紐付けや事務に必要な情報との紐付けを防止している。	<共通基盤システム(番号制度アプリケーション機能)における措置> 共通基盤システムの統合宛名システム機能は符号取得専用の機能であり、各業務システムにむけて宛名情報を連携しない仕組みとしている。このため、事務に必要な情報と紐付けを行うことはできない。	事後	記載の整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月12日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の使用リスク2: 検閲のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	アクセス権限については、システム管理者が定期的に確認を実施している。	アクセス権限については、システム管理者が定期的(年1回程度)に確認を実施している。	事後	記載の整理
令和3年8月12日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の使用リスク3: 従業員が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	システムの操作履歴(アクセスログ)を記録し、定期的にチェックを行う。	システムの操作履歴(アクセスログ)を記録し、定期的(毎月1回)にチェックを行う。	事後	記載の整理
令和3年8月12日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の使用リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	システムの操作履歴(アクセスログ)を記録し、定期的にチェックを行う。	システムの操作履歴(アクセスログ)を記録し、定期的(毎月1回)にチェックを行う。	事後	記載の整理
令和3年8月12日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	保有個人情報の取扱いの委託の全部又は一部を再委託しないこと。	保有個人情報の取扱いの委託の全部又は一部を再委託しないこと。ただし、契約内で再委託が認められており、承認を受けた場合は可能とすること。	事後	記載の整理
令和3年8月12日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取り扱いの確保	再委託していない 原則として、再委託は認めていないが、再委託する場合は、あらかじめ書面により申請し、承認を受けることとする。	十分に行っている 再委託する場合は、あらかじめ書面により申請し、承認を受けることとする。	事後	記載の整理
令和3年8月12日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	緊急時等に、特定個人情報ファイルをフラッシュメモリ等の外部媒体を用いて提供・移転する場合は、データの暗号化及び媒体のパスワードロック等の措置を講じたうえで提供・移転を行う。	緊急時等に、特定個人情報ファイルをフラッシュメモリ等の外部媒体を用いて提供・移転する場合は、データの暗号化及び媒体のパスワードロック等の措置を講じたうえで提供・移転を行う。また、データは不要になった時点で廃棄し、廃棄を行ったことを確認する。	事後	記載の整理
令和3年8月12日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(1)住民基本台帳ファイル 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5: 不正な提供が行われるリスク	<共通基盤システムにおける措置> ・中間サーバーとの情報連携は、共通基盤システムが一括して行うため、業務システムから中間サーバーへ直接情報連携できない仕組みとしている。 ・共通基盤システムにおいて、中間サーバーへの情報提供が可能な権限と、その権限において提供可能な特定個人情報の制限を行っている。 ・認証管理機能により、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ・システムを一定時間使用しなかった場合、自動的にシステムからログアウトする設定としている。	<全庁的な措置> ・情報提供機能は既存システムには実装せず、中間サーバー・ソフトウェアのみ実装しているため、職員、あるいは既存システムが不正な情報提供を行うことはできない。	事後	記載の整理
令和3年8月12日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(1)住民基本台帳ファイル 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	<共通基盤システムにおける措置> ・業務システムとの連携は、インターネット網とは分離した庁内業務専用ネットワークの通信に限定している。また、共通基盤ファイアウォール等による通信制御により、権限を有しないものによる不適切な方法による情報提供を防止している。 ・中間サーバーとの連携は、行政専用のネットワーク(統合行政ネットワーク等)の通信に限定する。 ・認証管理機能により、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ・システムを一定時間使用しなかった場合、自動的にシステムからログアウトする設定としている。	<全庁的な措置> ・情報提供機能は既存システムには実装せず、中間サーバー・ソフトウェアのみ実装しているため、職員、あるいは各システムが不正な情報提供を行うことはできない。	事後	記載の整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月12日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(1)住民基本台帳ファイル 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	<p><共通基盤システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーとの情報連携は、共通基盤システムが一括して行うため、業務システムから中間サーバーへ直接情報連携できない仕組みとしている。 ・共通基盤システムにおいて、中間サーバーへの情報提供が可能な権限と、その権限において提供可能な特定個人情報の制限を行っている。 ・団体内連携テスト、情報提供ネットワークシステムとの連携テスト・総合運用テスト等の検証工程で、特定個人情報の正確性を十分に検証したうえで、中間サーバーに誤った情報を提供した場合のリカバリ手順等を明確にする。 	<p><全庁的な措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能は既存システムには実装せず、中間サーバー・ソフトウェアのみ実装しているため、職員、あるいは各システムが不正な情報提供を行うことはできない。 	事後	記載の整理
令和3年8月12日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(1)住民基本台帳ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的な対策	<p><岡山市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を保管するサーバーは、岡山市の管理するデータセンター及び庁舎内のサーバーラームに構築し、設置場所への入退室管理、施設管理等のセキュリティ対策、無停電電源装置の設置、空調管理、耐震・耐火措置等の災害・事故対策を行っている。 ・特定個人情報を取り扱う業務端末は、セキュリティワイヤによる盗難防止措置を行い、時間経過による画面ロック等のセキュリティ対策を行うこととしている。 	<p><データセンターにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を保管するサーバーは、岡山市が契約するデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理、施設管理等のセキュリティ対策、無停電電源装置の設置、空調管理、耐震・耐火措置等の災害・事故対策を行っている。 	事後	記載の整理
令和3年8月12日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(1)住民基本台帳ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑥技術的対策	<p><岡山市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務システムサーバー及び業務端末にはウイルス対策ソフトを導入し、共通基盤システムの運用管理機能により、定期的にパターンファイルやセキュリティパッチ等の配布を行っている。 ・ネットワーク間にファイアウォールを設置し、通信制御を行っている。 	<p><既存住基システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各システムではウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・各システムではファイアウォールを導入し、不正アクセス対策を行う。 ・各システムではアクセス制限を行うとともに、定期的(毎月1回)にログの解析を行う。 ・各システムにて導入しているOS及びミドルウェアについて、定期的にセキュリティパッチの適用を行う。 	事後	記載の整理
令和3年8月12日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(2)本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定内容	保有個人情報の取扱いの委託の全部又は一部を再委託しないこと。	保有個人情報の取扱いの委託の全部又は一部を再委託しないこと。ただし、契約内で再委託が認められており、承認を受けた場合は可能とすること。	事後	記載の整理
令和3年8月12日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(2)本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	再委託していない 原則として、再委託は認めていないが、再委託する場合は、あらかじめ書面により申請し、承認を受けることとする。	十分に行っている 再委託する場合は、あらかじめ書面により申請し、承認を受けることとする。	事後	記載の整理
令和3年8月12日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3)送付先情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定内容	保有個人情報の取扱いの委託の全部又は一部を再委託しないこと。	保有個人情報の取扱いの委託の全部又は一部を再委託しないこと。ただし、契約内で再委託が認められており、承認を受けた場合は可能とすること。	事後	記載の整理
令和3年8月12日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3)送付先情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	再委託していない 原則として、再委託は認めていないが、再委託する場合は、あらかじめ書面により申請し、承認を受けることとする。	十分に行っている 再委託する場合は、あらかじめ書面により申請し、承認を受けることとする。	事後	記載の整理
令和3年8月12日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3)送付先情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	送付先情報ファイルは、機構への特定個人情報の提供後、速やかに市町村CSから削除される。その後、当該特定個人情報は機構において管理されるため、送付先情報ファイルのバックアップは取得しない予定である。	送付先情報ファイルは、機構への特定個人情報の提供後、速やかに市町村CSから削除される。その後、当該特定個人情報は機構において管理されるため、送付先情報ファイルのバックアップは取得しない。	事後	記載の整理
令和3年8月12日	Ⅵ評価実施手続 1基礎項目評価 ①実施日	2018/6/5	2021/4/1	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月12日	VI評価実施手続 2国民・住民等からの意見の聴取	平成30年2月20日から3月22日までの31日間	令和3年4月26日から令和3年5月25日までの30日間	事後	時点修正
令和3年9月30日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	事後	番号法改正に伴う記載の修正
令和3年9月30日	(別添2-2)提供先一覧 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ①法令上の根拠	番号法別表第2の21項	(行ごと削除)	事後	番号法改正に伴う記載の修正
令和4年11月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	1. システム間連携機能 :庁内業務システム間のデータ連携を統一して制御する機能 2. 運用管理機能 :外字配信、リモート管理、時刻同期、ウイルス管理、パッチ管理等の運用を管理する機能 3. 共通インフラ機能 :共有ファイルサーバ及びネットワークを管理する機能 4. 認証管理機能 :シングルサインオン、アカウント管理等の認証を管理する機能 5. 団体内統合宛名管理機能 :団体内統合宛名番号を管理する機能 6. 情報連携機能 :データベースの業務情報を中間サーバ等に連携する機能 7. 情報照会機能 :中間サーバを介して、他団体への情報照会を行う機能	1. システム間連携機能 :庁内業務システム間のデータを連携する機能。 2. 運用管理機能 :外字配信、リモート管理、時刻同期、ウイルス管理、パッチ管理等を管理する機能。 3. 共通インフラ機能 :共有ファイルサーバ及びファイアーウォール設定を管理する機能。 4. 認証管理機能 :シングルサインオン、アカウント管理等の認証を管理する機能。 5. 団体内統合宛名管理機能 :団体内統合宛名番号管理する機能及び符号取得を実現する機能。 6. 番号制度情報連携機能(システム間連携) :業務システム⇄中間サーバ間の情報連携データを中継する機能。 7. 番号制度情報連携機能(オンライン機能) :オンライン画面にて情報連携を実現する機能。	事後	記載の整理
令和4年11月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(57)件 [○]移転を行っている(16)件	[○]提供を行っている(58)件 [○]移転を行っている(15)件	事後	記載の整理
令和4年11月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6	こども園推進課	就園管理課	事後	記載の整理
令和4年11月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先7	保育・幼児教育課	(削除 ※移転先7の①～⑦の内容も削除)	事後	記載の整理
令和4年11月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先8～16	移転先8～16	(移転先削除に伴い、移転先8～16の内容を移転先7～15に繰り上げ)	事後	記載の整理
令和4年11月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<既存住基システムにおける措置> 本市では住民票を磁気ディスクで調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。 ・該当システムのサーバ本体及び当該システムの副本については、岡山市の管理するデータセンターに設置してあり、監視カメラ及び指紋認証装置によりデータセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理している。 ・磁気媒体については、市庁舎内で入退室を厳重に管理している部屋に保管している。 <共通基盤システムにおける措置> ・共通基盤システムは、岡山市の管理するデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理している。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された共通基盤システムのデータベース内に保存され、バックアップは共有ストレージに保存される。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームは、データセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<既存住基システムにおける措置> 本市では住民票を磁気ディスクで調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。 ・該当システムのサーバ本体及び当該システムの副本については、岡山市の管理するデータセンターに設置してあり、監視カメラ及び指紋認証装置によりデータセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理している。 ・磁気媒体については、市庁舎内で入退室を厳重に管理している部屋に保管している。 <共通基盤システムにおける措置> ・共通基盤システムは、岡山市の管理するデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理している。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された共通基盤システムのデータベース内に保存され、バックアップは共有ストレージ及びLTO媒体に保存される。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	記載の整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月28日	II ファイルの概要(1.住基) 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<p>保管期間を過ぎたものについては、適宜、既存住基システムの機能にて削除を行う。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> ・共通基盤システムに格納する特定個人情報は、各業務システムの副本データであるため、消去のタイミング等は各業務システム(事務)の運用に準ずる。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、共通基盤システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>	<p>保管期間を過ぎたものについては、適宜、既存住基システムの機能にて削除を行う。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> ・共通基盤システムに格納する特定個人情報は、各業務システムの副本データであるため、消去のタイミング等は各業務システム(事務)の運用に準ずる。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、共通基盤システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊によりデータを完全に消去する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。</p>	事後	記載の整理
令和4年11月28日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール ルール内容及びルール順守の確認方法	<p>・委託契約書において、個人情報を記録した媒体及びハードウェア等の廃棄の際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する旨を明記している。</p> <p>・委託業者が個人情報ファイルの消去を実施する場合は、作業内容及び作業内容、作業場所等を記載した報告書等の提出を義務付けている。また、職員が立ち会いや現地調査を実施する。</p>	<p>・委託契約書において、個人情報を記録した媒体及びハードウェア等の廃棄の際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する旨を明記している。</p> <p>・委託業者が個人情報ファイルの消去を実施する場合は、作業内容及び作業内容、作業場所等を記載した報告書等の提出を義務付けている。また、職員が立ち会いや現地調査を実施する。</p>	事後	記載の整理
令和4年11月28日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<p>(省略)</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> <p><中間サーバーの運用における措置> ・中間サーバーで取得した情報提供に係るシステムログを使用し、不正な提供が行われていないか必要に応じて確認する。</p>	<p>(省略)</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>	事後	記載の整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容	<p>(省略)</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照会リストを管理する機能。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。 <p><中間サーバーの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーで取得した情報提供に係るシステムログを使用し、不適切な方法で提供が行われていないか必要に応じて確認する。 	<p>(省略)</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行っている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照会リストを管理する機能。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。 	事後	記載の整理
令和4年11月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク リスクに対する措置の内容	<p><既存住基システムのソフトウェア・運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムの機能により、項目ごとの入力制限(ありえない入力パターンの制限等)や登録前の論理チェックを実施する。 <p><全庁的な措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能は既存システムには実装せず、中間サーバー・ソフトウェアのみ実装しているため、職員、あるいは各システムが不正な情報提供を行うことはできない。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。 <p><中間サーバーの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーに誤った情報を提供した場合のリカバリ手順等を明確にする。 	<p><既存住基システムのソフトウェア・運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムの機能により、項目ごとの入力制限(ありえない入力パターンの制限等)や登録前の論理チェックを実施する。 <p><全庁的な措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能は既存システムには実装せず、中間サーバー・ソフトウェアのみ実装しているため、職員、あるいは各システムが不正な情報提供を行うことはできない。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。 	事後	記載の整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 	事後	記載の整理
令和4年11月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<p><データセンターにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を保管するサーバーは、岡山市が契約するデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理、施錠管理等のセキュリティ対策、無停電電源装置の設置、空調管理、耐震・耐火措置等の災害・事故対策を行っている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 	<p><データセンターにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を保管するサーバーは、岡山市が契約するデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理、施錠管理等のセキュリティ対策、無停電電源装置の設置、空調管理、耐震・耐火措置等の災害・事故対策を行っている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 	事後	記載の整理
令和4年11月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<p><既存住基システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各システムではウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・各システムではファイアーウォールを導入し、不正アクセス対策を行う。 ・各システムではアクセス制限を行うとともに、定期的(毎月1回)にログの解析を行う。 ・各システムにて導入しているOS及びミドルウェアについて、定期的にセキュリティパッチの適用を行う。 	<p><既存住基システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各システムではウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・各システムではファイアーウォールを導入し、不正アクセス対策を行う。 ・各システムではアクセス制限を行うとともに、定期的(毎月1回)にログの解析を行う。 ・各システムにて導入しているOS及びミドルウェアについて、定期的にセキュリティパッチの適用を行う。 <p><全庁共通の措置(情報連携に使用する端末における措置)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー系ネットワークに接続し、インターネット系やLWAN接続系端末とは物理的に異なる端末を使用している。 ・ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・外部記憶媒体等への書き出しは原則として禁止し、制限している。 ・マイナンバー系ネットワークの各データファイルは自動的に暗号化される仕組みとしている。このため、所定の復号化ソフトを導入していない端末からはデータファイルの中身を閲覧することはできない。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、 	事後	記載の整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・個人情報を記録した媒体及びハードウェア等の廃棄の際は、保存された情報が読み出されないよう、物理的破壊を行うか、専用ソフト等を利用して情報を完全に消去する。	・個人情報を記録した媒体及びハードウェア等の廃棄の際は、保存された情報が読み出されないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	記載の整理
令和4年11月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・個人情報を記録した媒体及びハードウェア等の廃棄の際は、保存された情報が読み出されないよう、物理的破壊を行うか、専用ソフト等を利用して情報を完全に消去する。	・個人情報を記録した媒体及びハードウェア等の廃棄の際は、保存された情報が読み出されないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	記載の整理
令和4年11月28日	Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<p><住民基本台帳に関する事務における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員に対し、情報セキュリティ研修を定期的実施し、保有個人情報を不正に取り扱った場合の罰則適用等について周知している。なお、違反行為を行った者に対しては、違反の程度や状況に応じて指導を行う。 ・委託業者に対し、個人情報の取扱委託に関する覚書を締結し、従業者への研修・教育の実施や保有個人情報を不正に取り扱った場合の罰則適用等の周知を義務付けている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 	<p><住民基本台帳に関する事務における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員に対し、情報セキュリティ研修を定期的実施し、保有個人情報を不正に取り扱った場合の罰則適用等について周知している。なお、違反行為を行った者に対しては、違反の程度や状況に応じて指導を行う。 ・委託業者に対し、個人情報の取扱委託に関する覚書を締結し、従業者への研修・教育の実施や保有個人情報を不正に取り扱った場合の罰則適用等の周知を義務付けている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。 	事後	記載の整理
令和4年11月28日	Ⅵ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	時点修正
令和4年11月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	[O]その他 (戸籍システム、証明書自動交付システム、コンビニ交付システム、印鑑登録システム、法務省連携システム)	[O]その他 (戸籍システム、証明書自動交付システム、コンビニ交付システム、印鑑登録システム、法務省連携システム、申請管理システム)	事前	法令改正に伴う変更
令和4年11月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	<p>(略)</p> <p>3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) :転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) :個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報をCSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、個人番号カードを用いて転入処理を行う(一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する。) (略)</p>	事前	法令改正に伴う変更
令和4年11月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ③他のシステムとの接続	[]その他	[O]その他 (戸籍システム)	事後	記載の整理
令和4年11月28日	(別添1)事務の内容(2/2)	<p>(図中)</p> <p>3-①特例転入(住民→担当課) 3-②送信依頼(統合端末→市町村CS→他市町村) 3-③送信(他市町村→市町村CS)</p>	<p>(図中)</p> <p>3-①送信(他市町村→市町村CS) 3-②送信(市町村CS→既存住基システム) 3-③特例転入(住民→担当課)</p>	事前	法令改正に伴う変更
令和4年11月28日	(別添1)事務の内容(2/2)(備考)	<p>(略)</p> <p>3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) 3-①.転入手続を行う住民から提示された個人番号カードを利用して本人確認(「2. 本人確認」を参照)を行う。 3-②.統合端末から、市町村CSを経由して転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行う(※特定個人情報を含まない)。 3-③.市町村CSにおいて転出地市町村より転出証明書情報を受信する。 3-④.既存住基システムにおいて、市町村CSから転出証明書情報を受信し、転入処理を行う。 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) 3-①.市町村CSにおいて転出地市町村より転出証明書情報を受信する。 ※転出証明書情報に記載の転出の予定年月日から30日後までに転入手続が行われない場合には、当該転出証明書情報を消去する。 ※3-③の転入手続時に転出証明書情報を受信していない場合又は消去している場合には、統合端末から、市町村CSを経由して転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行い(※特定個人情報を含まない)、その後、3-①・②を行う。 3-④.既存住基システムにおいて、転入処理を行う。 (略)</p>	事前	法令改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月28日	(別添1)事務の内容(2/2) (備考)	(略) 3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) 3-①.転入手続を行う住民から提示された個人番号カードを利用して本人確認(「2. 本人確認」を参照)を行う。 3-②.統合端末から、市町村CSを経由して転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行う(※特定個人情報を含まない)。 3-③.市町村CSにおいて転出地市町村より転出証明書情報を受信する。 3-④.既存住基システムにおいて、市町村CSから転出証明書情報を受信し、転入処理を行う。 (略)	(略) 3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) 3-①.市町村CSにおいて転出地市町村より転出証明書情報を受信する。 3-②.既存住基システムにおいて、市町村CSから転出証明書情報を受信する。 3-③.転入手続を行う住民から提示された個人番号カードを利用して本人確認(「2. 本人確認」を参照)を行う。 ※転出証明書情報に記載の転出の予定年月日から30日後までに転入手続が行われない場合には、当該転出証明書情報を消去する。 ※3-③の転入手続時に転出証明書情報を受信していない場合又は消去している場合には、統合端末から、市町村CSを経由して転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行い(※特定個人情報を含まない)、その後、3-①・②を行う。 3-④.既存住基システムにおいて、転入処理を行う。 (略)	事後	法令改正に伴う変更
令和5年7月20日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7、システム8		システム7 ①システムの名称 サービス検索・電子申請機能 ②システムの機能 【住民向け機能】 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 【地方公共団体向け機能】 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能 ③他のシステムとの接続 【○】その他(申請管理システム) システム8 ①システムの名称 申請管理システム ②システムの機能 【連携サーバ】 サービス検索・電子申請機能で受け付けた電子申請データを申請管理システムに連携する機能。 【申請管理システム】 連携サーバから連携された電子申請データを参照・保存する機能。 ③他システムとの接続 【○】既存住基システム 【○】その他(サービス検索・電子申請機能)	事後	電子申請に係る記載例更改による変更であり、重要な変更にあたらないため
令和5年7月20日	(別添1)事務内容		サービス検索・電子申請機能、申請管理システムの追加	事後	電子申請に係る記載例更改による変更であり、重要な変更にあたらないため
令和5年11月8日	V開示請求、問い合わせ 特定個人情報の開示・停止・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表	-個人情報目録-	個人情報ファイル簿	事後	個人情報保護法改正による名称変更
令和6年9月4日	(別添1)事務内容	⑦戸籍照合通知 ⑨住民票記載事項通知 ⑩附票記載事項通知 他市町村経由	⑦戸籍照合通知 ⑨住民票記載事項通知 ⑩附票記載事項通知 住基ネット経由	事前	戸籍照合通知、住民票記載事項通知、附票記載事項通知が住基ネット経由になることにより変更
令和6年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル ⑤保有開始日	平成27年6月(重要な変更の実施予定日:令和元年10月)	平成27年6月(重要な変更の実施予定日:令和6年9月)	事前	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 6 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<p><既存住基システムにおける措置> 本市では住民票を磁気ディスクで調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。</p> <p>・該当システムのサーバ本体及び当該システムの副本については、岡山市の管理するデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理している。</p> <p>・磁気媒体については、市庁舎内で入退室を厳重に管理している部屋に保管している。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> ・共通基盤システムは、岡山市の管理するデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理している。</p> <p>・特定個人情報は、サーバ室に設置された共通基盤システムのデータベース内に保存され、バックアップは共有ストレージ及びLTO媒体に保存される。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。</p> <p>②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p><共通基盤システムにおける措置> ・共通基盤システムは、岡山市の管理するデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理している。</p> <p>・特定個人情報は、サーバ室に設置された共通基盤システムのデータベース内に保存され、バックアップは共有ストレージ及びLTO媒体に保存される。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。</p> <p>②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMARのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <p>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。</p> <p>・日本国内でのデータ保管を条件としていること。</p> <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>	事前	重要な変更(特定個人情報ファイルの取扱いは、評価書公表後に実施)
令和6年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 6 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	追記	<p><ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に当たって確実にデータを消去する。</p> <p>③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p>	事前	重要な変更(特定個人情報ファイルの取扱いは、評価書公表後に実施)
令和6年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)本人確認ファイル 6 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<p>本市では住民票を磁気ディスクで調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。</p> <p>・該当システムのサーバ本体及び当該システムの副本については、岡山市の管理するデータセンターに設置しており、監視カメラ及び指紋認証装置によりデータセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理している。</p> <p>・磁気媒体については、市庁舎内で入退室を厳重に管理している部屋に保管している。</p>	<p>・該当システムのサーバ本体及び当該システムの副本については、岡山市の管理するサーバ室に設置しており、監視カメラ及び指紋認証装置によりサーバ室への入室を厳重に管理している。</p> <p>・磁気媒体については、市庁舎内で入退室を厳重に管理している部屋に保管している。</p>	事後	重要な変更(特定個人情報ファイルの取扱いは、評価書公表後に実施)
令和6年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 6 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<p>本市では住民票を磁気ディスクで調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。</p> <p>・該当システムのサーバ本体及び当該システムの副本については、岡山市の管理するデータセンターに設置しており、監視カメラ及び指紋認証装置によりデータセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理している。</p> <p>・磁気媒体については、市庁舎内で入退室を厳重に管理している部屋に保管している。</p>	<p>・該当システムのサーバ本体及び当該システムの副本については、岡山市の管理するサーバ室に設置しており、監視カメラ及び指紋認証装置によりサーバ室への入室を厳重に管理している。</p> <p>・磁気媒体については、市庁舎内で入退室を厳重に管理している部屋に保管している。</p>	事前	重要な変更(特定個人情報ファイルの取扱いは、評価書公表後に実施)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月4日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) (1)住民基本台帳ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策	<p><データセンターにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を保管するサーバーは、岡山市が契約するデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理、施設管理等のセキュリティ対策、無停電電源装置の設置、空調管理、耐震・耐火措置等の災害・事故対策を行っている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるように適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 	事前	重要な変更(特定個人情報ファイルの取扱いは、評価書公表後に実施)
令和6年9月4日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) (1)住民基本台帳ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑥技術的対策	追記	<p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システム上のガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 	事前	重要な変更(特定個人情報ファイルの取扱いは、評価書公表後に実施)
令和6年9月4日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) (1)住民基本台帳ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順	・既存住基システムで保持している特定個人情報に該当する住民票情報のうち、削除された住民票については住民基本台帳法施行令第34条により、削除された日から150年間保存することが定義されており、データについては、不要となった時点で、適宜、既存住基システムの機能にて削除を行う。	<p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>	事前	法改正により除票の保存年限が150年になったこと(事後) 重要な変更(特定個人情報ファイルの取扱いは、評価書公表後に実施)
令和6年9月4日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) (1)住民基本台帳ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑩死者の個人番号	住基法施行令第34条により削除された住民票は、その削除された日から5年間保存するものとされており、最低5年間は住民記録システムに除票住民票として管理している。	住基法施行令第34条により削除された住民票は、その削除された日から150年間保存するものとされており、最低150年間は住民記録システムに除票住民票として管理している。	事後	法改正により除票の保存年限が150年になったことによる変更
令和6年9月4日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) (2)本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策	<p><岡山市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を保管するサーバーは、岡山市の管理するデータセンター及び庁舎内のサーバーールームに構築し、設置場所への入退室管理、施設管理等のセキュリティ対策、無停電電源装置の設置、空調管理、耐震・耐火措置等の災害・事故対策を行っている。 ・特定個人情報を取り扱う業務端末は、セキュリティワイヤによる盗難防止措置を行い、時間経過による画面ロック等のセキュリティ対策を行うこととしている。 	<p><岡山市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を保管するサーバーは、岡山市の管理する庁舎内のサーバーールームに構築し、設置場所への入退室管理、施設管理等のセキュリティ対策、無停電電源装置の設置、空調管理、耐震・耐火措置等の災害・事故対策を行っている。 ・特定個人情報を取り扱う業務端末は、セキュリティワイヤによる盗難防止措置を行い、時間経過による画面ロック等のセキュリティ対策を行うこととしている。 	事前	重要な変更(特定個人情報ファイルの取扱いは、評価書公表後に実施)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月4日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) (3)送付先情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策	<p><岡山市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を保管するサーバーは、岡山市の管理するデータセンター及び庁舎内のサーバーールームに構築し、設置場所への入室管理、施錠管理等のセキュリティ対策、無停電電源装置の設置、空調管理、耐震・耐火措置等の災害・事故対策を行っている。 ・特定個人情報を取り扱う業務端末は、セキュリティワイヤによる盗難防止措置を行い、時間経過による画面ロック等のセキュリティ対策を行うこととしている。 	<p><岡山市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を保管するサーバーは、岡山市の管理する庁舎内のサーバーールームに構築し、設置場所への入室管理、施錠管理等のセキュリティ対策、無停電電源装置の設置、空調管理、耐震・耐火措置等の災害・事故対策を行っている。 ・特定個人情報を取り扱う業務端末は、セキュリティワイヤによる盗難防止措置を行い、時間経過による画面ロック等のセキュリティ対策を行うこととしている。 	事前	重要な変更(特定個人情報ファイルの取扱いは、評価書公表後に実施)
令和6年9月4日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的内容	追記	<p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAPP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAPP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p>	事前	重要な変更(特定個人情報ファイルの取扱いは、評価書公表後に実施)
令和6年9月4日	Ⅳ その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	追記	<p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。</p> <p>ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。</p> <p>具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	事前	重要な変更(特定個人情報ファイルの取扱いは、評価書公表後に実施)